

本日の会議に付した事件

平成29年第2回山元町議会定例会（第2日目）

平成29年6月12日（月）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成29年第2回山元町議会定例会第2日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

保健福祉課長桔梗俊幸君が本日の会議を欠席する旨の届け出があり、許可をしております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、1番岩佐哲也君、2番渡邊千恵美君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（阿部 均君）10番高橋建夫君の質問を許します。高橋建夫君、登壇願います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。では改めまして、おはようございます。高橋建夫です。平成29年第2回山元町議会定例会におきまして、一般質問を行います。

大綱2件、細目5項目、詳細項目2項目を通告していますので、伺います。

まず初めに、長期財政見通しの作成と財政安定策の柱についてですが、これらに関するトップポリシーについて伺いたいと思います。

1番目として、これまでの中期財政計画見通しでは今後の厳しい財政動向から財政安定策を見据えるのは、期間、内容として不十分と思われ、以下の内容を十分加味し、28年度決算を踏まえ32年度までの財政ガイドラインをもとに長期財政計画を作成すべきと考え、次のことを伺いたいと思います。

詳細項目のアとして、復興計画発展期の進捗状況の精度（事業、人的対応）、それから27年国勢調査後の激変緩和措置、震災後の公共施設の維持管理を含めた考え方はどうなのか。

次に、イ、略して過疎法の指定地と今回我が町はなったのですが、その財源を震災復

興計画に付加すべき財政安定策の柱は何か。

続きまして、小・中学校の再編についてです。

若干これを取り上げた動機についてお話しさせていただきます。

平成25年に、たまたま自分が教育委員長のときでした。この小・中学校の再編について、教育環境整備検討委員会、この再編について、詳細は避けましても、短期、中期、長期の視野での再編方針が出されました。短期は自分も見届け、中期方針はその後で解決され、現在、今回本題となっている長期の方針が残っております。昨年、自分が3月議会定例会で質問した際、1年以上たった現在どうなっているのかというこの思いで質問に取り上げさせていただきました。

1番目として、平成25年に公表された教育環境整備の方針の長期的視野から、小学校2校、中学校1校とする検討事項とされているが、その後の取り組みはどうだったのか。

2番目、単に小学校の児童減少数から判断して再編する方針なのか、地域ぐるみで見守りながら維持していくかをトップダウン・イコール・行政指導、ボトムアップ・イコール・地域の声のいずれを大切にして取り組まれるのか。

3番目といたしまして、特に中学校の統合は、今後の生徒数減少から学力向上への影響、クラブ活動の実態等から見て急務と考えるが、どう取り組まれるのか。

4番目といたしまして、ただいま述べました2と3を踏まえ、どのような計画、手順で、いつまで取り組まれるのかお伺いをいたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めまして、おはようございます。

高橋建夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、長期財政見通しの作成と財政安定策の柱についての1点目、復興計画発展期の進捗状況の精度、27年国勢調査後の激変緩和措置、震災後の公共施設の維持管理の考え方についてですが、中期財政見通しは、復興創生とさらなる発展に向けて健全で持続可能な財政運営を行うために、中・長期的な収支見通しを立て、計画的な財源対策を講じることを目的に作成したものであります。また、本計画は一定の時点を基準として事業費の推計を行っており、計画の精度を上げるべく、事業の進捗や新たな行政需要等を反映させるため、毎年見直しを行うこととしております。

ご質問のありました事業の進捗状況や人件費の考え方、予測される維持管理費等の見込みについては、既にそれらを考慮の上推計を行っているところであり、昨年度の見直しでは平成7年度決算分を推計値から決算額に置きかえるとともに、平成28年度以降の推計値については平成27年7月時から平成28年5月時へと時点修正を行っております。また、普通交付税の激変緩和措置の影響についても、直近の普通交付税算定額をベースに後年度の激変緩和措置による影響額を改めております。

なお、今年度も平成29年から……、もとい平成29年度から32年度までの期間における計画の見直しを行う予定であることから、時点による修正とはなりますが、事業の進捗状況や計画値と決算値の乖離要因等も踏まえながら精度の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、震災復興計画に付加すべき過疎地域自立促進特別措置法に基づく財政安定策の柱についてですが、現在、今年9月を目途に過疎計画策定に取り組んでいるさ

なかであり、現段階で具体を申し上げることはできませんが、基本的な考え方についてお答えをさせていただきます。

我が町は、過疎地域の指定を受ける前から大震災の影響もあり人口減少は避けられないという見通しであったことから、人口減少対策を町の最重要課題と位置づけ、県内最高水準となる定住促進補助金を初めとしたきめ細やかで、かつ子育て世代の負担軽減につながる町の事業を展開してまいりました。これに加え、居住地としての魅力を高めるため、商業施設、医療・福祉施設、公共施設等の集積を図り、便利でコンパクトかつ町の顔となる居住空間の整備や、鉄道、高速道路、国道がそろそろ利便性の高い交通インフラの構築、町内での雇用創出につながる企業誘致の推進など、住んでみたい、住んでよかったと言っていたいただけるようなまちづくりに全力で取り組んできたところであります。

こうした基本的な町の目指している方向性は過疎地域自立促進計画に置きかえても同様であり、過疎法に基づく国からの財政支援を積極的に活用し、課題の解決につながる新たな起爆剤の検討も含め、施策の拡充、強化を図る必要があると考えております。特に過疎債については、充当率100パーセント、交付税措置が70パーセントと非常に有利な地方債であり、その使途も通常の地方債に比べ多岐にわたりますことから、後年度への財政負担にも十分配慮しながら町単独事業を中心に可能な限り活用を検討し、今後の町の計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、小・中学校の再編についての2点目、小学校の児童減少数から判断するのか、地域ぐるみで維持していくかをトップダウン・イコール・行政指導、ボトムアップ・イコール・地域の声のいずれで取り組まれるのかについてですが、小・中学校の再編については、平成24年5月に教育委員会で山元町小・中学校教育環境整備検討委員会を設置し、山元町小・中学校教育環境整備方針を策定しておりますので、策定の経緯等については後ほど教育長からお答え申し上げます。

ご質問の小学校再編の取り組みについては、方針の中で小学校を2学区とし、複式学級編入の実施時期をタイミングと捉えるとされておりますが、児童数の減少等に伴い、単に学校を統廃合するのではなく、学区の再編ということも視野に入れながら慎重に進めるべきと考えております。

なお、中学校では生徒数の減少により1学年1クラスの状況もあり、生徒同士が切磋琢磨できる環境や部活動の選択肢、職員定数の配置等の問題も生じており、早急な対応を求められている状況にあります。

また、平成29年3月に策定した山元町公共施設等総合管理計画の中で、公共施設の面積割合を見ますと学校教育関係施設が占める割合が同規模の市町村に比べ高い状況にあり、今後町が維持管理する上でも適正な規模に応じた学級数のあり方という視点も必要ではないかと考えております。これらの状況を踏まえ、先月の総合教育会議においても教育委員と協議し、今年度から小・中学校の再編について具体的に取り組むことで確認したところであります。

本町も震災からの復興が進み、町全体として落ちつきを取り戻しつつありますが、少子化の波はいかんともしがたいものがあります。このようなことから、小・中学校の再編については、児童生徒にとってよりよい学びができる環境をつくるという観点を第一義に、保護者、地域住民の意見を十分踏まえながら現状と課題を町民の皆様と共有した上で、ボトムアップを基本に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。高橋建夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2、小・中学校の再編についての1点目、教育環境整備方針の長期的視野から小学校2校、中学校1校とすることの取り組み状況についてですが、この整備方針につきましては、震災により併設状態にあった4小学校の併設解消と将来の学校再編や小・中学校の適正配置等を検討するため、平成24年5月に山元町小・中学校教育環境整備検討委員会を設置し、10回にわたる審議を経て最終報告された内容をもとに平成25年3月に策定したものであります。

同方針の中では今後の行動の指針として3つの基本方針が示されており、短期的には中浜小学校と坂元小学校の統合、中期的には山下第二小学校の再建、そして長期的には小学校を2学校区、中学校を1学校区とすることとされております。このうち中浜小学校と坂元小学校の統合については平成25年3月に、山下第二小学校の再建については昨年8月に計画どおり実施したところであり、長期的な視野からの小・中学校の再編については、先日開催した総合教育会議において町長と教育委員が協議し、今年度から小・中学校の再編について具体的に取り組むことを確認したところであり、保護者、地域住民の方々などの意見を十分に踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

次に3点目、中学校の統合は、今後の生徒数減少から学力向上への影響、クラブ活動の実態から見て急務と考えるが、どう取り組まれるのかについてですが、中学校の現状といたしましては、まず坂元中学校では各学年1クラスで全校生徒数が81人となっており、震災前と比較すると29人減少している状況にあります。

坂元中学校では、特に学級数が少ないことから、それに応じて配置される教職員数も少なく、9教科の配置とならないため、ここ数年は非常勤講師での対応が継続しているという状況であり、授業そのものに影響はないのですが、その教科に関しては授業時間以外での指導が行えない現状となっております。学力の面では、少人数であれば一人一人にきめ細かい指導ができるメリットがある反面、生徒同士が多様な意見、考えに触れるあるいは切磋琢磨する機会が少なくなるという懸念、デメリットがあるものと考えております。また、部活動数に関しては、最大で11部設置された年もありましたが、現在は7部と限られた数になっており、必ずしも生徒が希望する部活動に入部できない状況にあります。

次に、山下中学校は、1・3学年が2クラス、2学年が3クラスで、全校生徒数が213人となっており、震災前より74人減少、部活動数についても最大で21部という年がありましたが、現在は15部となり、一部の部活動では他校と合同チームを組み、中体連の大会に参加せざるを得ない状況となっております。

以上のような現状から、さきに示された中学校1学校区という方針の具現化に向け取り組むべき時期と考えているところです。

次に、4点目、今後どのような計画、手順で、いつまで取り組まれるのかについてですが、小学校では平成32年度に複式学級になる可能性のある学校があるものの、学区の再編などの課題もあることから、今後議論を深める必要があると考えております。一方、中学校では、先ほど申し上げたような現状にあることを踏まえ、早急に方針の具現化に向け取り組みを始めるべきと認識しております。

今後は、教職員、児童生徒、保護者、地域住民の方々に現状や課題を説明し、意見交換する機会を設け、あわせて町民の方々にアンケート調査等も実施するほか、検討委員会を立ち上げ、学校再編の具現化について検討していただこうと考えており、それを踏まえた上で教育委員会としての最終方針を固めてまいりたいと考えております。詳細なスケジュールはこれからとなりますが、具体の取り組みに当たっては議員の皆様にも適宜スケジュールや進捗をお示ししていきたいと考えております。先ほど町長が申し上げましたとおり、よりよい学びができる環境をつくるという観点を第一義に、多くの皆様の意見を十分踏まえながらできるだけ丁寧に検討を進めてまいります。

以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。まず、長期的財政見通しの作成と財政安定策についてでございますが、まず行政は一般的に大きく物事を捉える場合に約10年スパンぐらいで物事を見るような傾向にあると見ております。また、時限立法であります地方創生総合戦略、これは31年度まで、激変緩和措置は32年度まで、今回我が町が指定された過疎法は32年度まで、それぞれを織り込んだ32年度プラス2年度後ぐらいまでの見通しを立てるということは不可能なのかどうか、現状をお聞きしたいです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答え申し上げます。

計画策定の期間の考え方というふうなことでございますが、今の震災復興計画の策定時にはですね、一般的に議員ご指摘のとおり10年程度を目安にしてという考え方があったんでございますが、最近では首長ですね、任期に合わせた形の計画策定も結構多くなっている状況がございましてですね、私としては4年・4年の刻みでですね、8年間の計画とさせていただいた経緯がございまして。そういう中で、今後も計画の改訂、見直しという作業も出てくるわけでございますので、今回ご指摘いただいた過疎計画の絡みなりですね、いわゆるその後といいますか、最新の情勢の変化をですね、この計画策定に可能な限り反映をさせていくという考え方でこの計画の期間なり内容をですね、検討、精査していければなというふうに考えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。確かに、町長が言われたように首長の任期単位4年と、この中で責任を持った計画を織り込むというのは、これは当たり前というか、最も大切なことでないのかなと、それなりに自分も思います。

もう一つですね、何でもこういう取り上げ方をしたかといいますと、一般会計が従来の約50億ちょっとになった場合、前述で述べた時限立法が期限となってその財源の適用もなくなってしまうと。そうしますと、これから当然その間打たれた施策の後に出てくる効果、そういうことも踏まえた反映、それから片方で財源は切れるということと2つあると思うんですが、その32年度が大体その切れ目になるので、その先が、そういった効果とか、あと適用にならない財源を見た場合にプラス・マイナスがどうなっていくのかというのを、言葉は悪いですけども先取りをして見ておくというのは非常に私は大切なことでないのかなと。ただし、町長の任期とか、今、過疎法の、あるいはその他の法律の対応で財源を引っ張り出す、そういった作業でそこまでは行けない現実であるというのであればこれは困難なのかと思うんですが、その辺はどんなもんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。見通しを持っての財政運営なり中期財政見通しの取り組みというふうなことだろうというふうに思いますが、基本的には議員おっしゃるように制度にはそれぞれの時限的な措置というふうなことがございますので、それを十分踏まえた上

で必要な計画を策定あるいは見直しをするということが基本になろうかというふうには思いますが、現実的な捉え方をしますとですね、過疎法で言えば、議員ご案内のとおりでございますが、これまで数次にわたる見直しをして延長延長で過疎法については継続されてきているというふうな状況、それから過疎問題についてですね、議員立法でございますが、今予定している32年度までで、その時点ですっかり切れると、廃止されるというふうなことはちょっと現実的ではないのではなからうかなというふうに思います。仮に過疎法にかわる何らかの代替案が講じられるのがこれまでの国の施策の取り組みではなからうかなというふうに思うところでございますので、当座は現在の時限措置を念頭に置きつつもですね、その先についてはやはり今言ったような一定の見通しを持ちながらですね、計画策定に当たってしかるべきじゃなからうかなというふうにも考えるところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今お話にありました過疎法も何らかの形で打ち切りというのではないのではないのというような話がありました。確かに過去からですね、何段階にわたって変化が起きております。ただ、気持ちとしては、それを当てにしなくても、そこで有効利用を図って気持ちとしては終わりというような感じで取り組んでいく責任というのはあるのではないかなと思ったものですから。

それですね、これまで震災復興計画をもとに中期的、中・長期的収支見通しを立て、財源対策を講じ、事業の進捗や新たな行政需要等を反映し、毎年見直し、ローリングしていくという形で従来から説明があります。ここで一番お聞きしたいのは、32年度までのものは、ある程度早目にそこまで見れるものは、毎年度ローリングはしていきますけれども、32年度までは少なくともいろいろな重要な、次年度なんで、そこまでは出されるという、そういう計画ですよ、その辺確認したいんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。中期財政計画、財政シミュレーションのこれからの取り組みということでございますが、基本的には毎年ローリングすべきものというふうに考えてございますが、実はこの中期財政シミュレーションまで取り組んでいる県内の市町村というのはですね、そう多くはございません、県のほうでは以前から取り組んでいる計画、見直しでございますけれども。一定の作業ボリュームもございます。今、全国からの応援も頂戴して一定の体制を確保できてる状況にございますけれども、ここ1年で元に戻るような組織のスリム化も現実的なものになってきている中でですね、毎年の見直しというのを少し工夫する必要もあるんじゃないのかなと。いわゆるよほどその、大きな変更せざるを得ない外部要因等がですね、内部要因も含めてあるのであれば、それは毎年やる必要もあろうかというふうに思いますけれども、一定の状況が見通しができるといふような状況であればですね、一定の間隔で対応していくことも検討せざるを得ないのかなと、そんな思いも、問題意識も持っているところでもございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。結論として、32年度までのものはいつまでつくられるかということをお聞きしたいんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には毎年度見直しをしていければというのが基本的なスタンスでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。たしか総務民生の5月10日の委員会の資料だったと思うんですが、毎年ローリングしていくというような話はそれでも出てますけれども、32年度までの推計もされると。ですから私は、32年度までのものもね、同時に何らかの形で出

てくれば、私は長期と言ってるけども、民間では一応財政は、財源の生まれ方は違いますが、5年となれば立派な長期計画になりますので、32年度というのはやっぱり推計なり何なりは前もって、そのローリングを各年度すると同時に、32年度までの到達地点の推計というのはいつ出されるんですかということをお聞きしたいんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ちょっと私の舌足らずな部分があったかもしれませんが、32年度までの見通しは今後進めていきますよというふうなことでご理解していただきたいというふうに思います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。それがいつごろですかと言ってんですけども。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、毎年ローリングをするという中で、必要な諸条件を加味しながらやっていくという中で反映をさせるというふうな考えでご理解賜ればというふうに思いますが。

10番（高橋建夫君）はい、議長。毎年ローリングしていくというのは前から十分に丁寧に説明されてるわけですけども、今、例えば28年度決算ね、まだことしの9月ですよ。それをベースにして32年度まで、総務民生の委員会の動きを見てみると、ある時期にはその32年度までの推計を前もって出すと私は見て取ってるんですが、その辺、事務方どうなんですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。中期財政見通しのそのローリングをしたその結果ということで、一応今年度につきまして、昨年度もですね、9月議会で決算のほうご報告申し上げて、その審査をいただいた上でですね、ローリングを最終的に確定させていただいて、11月に入ってからでしたかね、そのあたりにご報告させていただいたかと思いますが、今年度につきましても決算同様のスケジュールで現在進めておりますので、できれば同じようなスケジュール感でご報告できればというようには考えております。

10番（高橋建夫君）はい、議長。じゃその時期に来たときには32年度の推計は出てくるということですね。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。おっしゃるとおりでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。じゃ長期、中期という言葉には私こだわりません。5年後、責任あるガイドラインをしっかりとつくってもらおうということが一番大切だと私は認識しておりますので。

じゃ次に内容的なことに触れておきますが、復興計画関連の事業の進捗ということも通告に入っております。これで今よく8合目まで来ているとか何か言われますけれども、遅れあるいは変更、こういったものが大きく危惧される案件はあるのですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いわゆる定量的にですね、何パーセントというふうな捉え方はちょっと難しい側面がございますけども、いわゆる計画ベースで総体的にですね、そういうふうな分野を見ていただいた場合に一定の進捗を見ていうふうな部分が総じてあろうかなというふうに思いますので、これまで申し上げてきたとおり、全体計画から見ればですね、今の段階では7割からよければ8割ぐらいまでの到達度ぐらいなのかなというふうに思います。個々の事業を見ていけばですね、必ずしもそういうふうになってない事業、事務事業もございまして、総じて言えばそういうことだろうというふうに捉えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。私が言ってるのは細かい定量的な問題等じゃなくてですね、わかりやすく言えば、例えば旧中浜小校庭のメモリアルあるいは多目的広場、これが今本

当に明確にはなってませんが、いずれ何らかの形でまとめなくてはいけませんよ、一例を挙げると。ですから、先ほど来言ってる中期でいいんですけども、5年先を見た場合に、こういう事業は計画にあってただけでもこの数字の中にはまだ見越してないという事業が、計画としてはあるんだけど見定めができてないという課題があるわけですよ。ですから、そのシミュレーションを立てるときにそういったものはピックアップして、それがみんなに親切にわかるようにして、それが定数的にシミュレーションに反映して、さらにその乖離とか何かを促す意味でも、そういう意味でこの進捗という言葉は私は捉えて言っていたんですけども、そういう捉え方は事務方としてどうですかね。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。その中期財政見通しをローリングかける際には当然そのあたりの事業の進捗ですとかそういった中身をですね、各担当課、特に大きな事業につきましてはそういった進捗状況といったものも加味しながら、例えば年次計画の変更があったですとかそういったことも踏まえてですね、数字の見直し等は行っているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。その内容が项目的に皆さんにわかるようにしていただきたいということを申し述べておきたいと思います。

次に移らせてもらいます。

人件費、それから予想される維持管理費、これは当然見込みとしてシミュレーションの中に入り、年度によっては修正をかけていくと伺っておりますけれども、具体的に、トップポリシーについてきょう伺ってますので、派遣職員の方がですね、一つの区切りとなる30年度末、お帰りになられると。その場合の職員数の数というものは幾らで事務方としては見込んでありますか。

議長（阿部均君）事務方……。（「町長ですね」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。マンパワーの確保の見通しということでございますが、特に派遣職員でございますね、ただいまの部分はですね。（「いや、30年度末、要するにお帰りになりますから、30年度末のプロパー職員の数は」の声あり）失礼しました。

30年度末のプロパー職員の数というのはですね、173名ぐらいを見込んだ計画になっているということでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今、173人。震災前の行革で目指した170人が、一旦到達したのが170人だと思いますが、それらをベースにして今後も見通される数字なのかなと。これは伺っておきます。

その際にですね、実際は、29年ですからあと2年、丸2年ないんですよ。課とか室とか具体的にこういうものを当然行うような計画を、計画的に行うということは当然視野に入ってるんですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでの組織再編の変遷をですね、たどっていただければわかりのとおりでというふうに思いますが、毎年必要な見直しをかけながらですね、これまでどちらかというと拡充の傾向にございましたけども、28年度で事業計画、27年度ですか、事業計画調整室を廃止したりとかですね、あるいは用地対策室を廃止したりとか危機管理室を廃止したりとかですね、その時々状況を踏まえて今は縮小のほうに、縮小再編のほうにシフトしてきているというふうな状況でございますが、以前にも定例会の中で触れさせていただきましたように、一方で平常ベースに戻る中での町の課題解決に向けましてですね、例えば観光なり交流人口なり子育ての部分で一定の体制

整備も、再整備もあわせて必要だろうというふうな、そういう問題意識もございますのでですね、その辺も十分勘案しながらこのプロパー職員の定数なりあるいは必要に応じて任期付職員の継続的な採用なりですね、いろいろやりくりをしながら、少しでも町の財政負担増につながらないような組織再編を心がけていきたいなというふうに思っております。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今、プロパー職員が30年度末には173人という目標があるわけですから、今確かに今年度も統合したり何かしている経緯は確かにあります。しかし、この173人を目指した場合に、そのスピードをかなり重視されるんでないかなというのを申し述べておきたいと思えます。

そういった統廃合によって、何度か問題視されてますプロパー職員年代層の偏在性、ありますね。今から15年ぐらいですか、に空白期間があると。そういった統廃合によって課長さん、班長さんにぱっと負荷がかかる部門がかなり出てくると思うんですけども、そういった統廃合でその偏在性のある程度カバーしていくという方向性なのか、その辺を伺っておきたいと思えます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。職員年齢階層の偏在性の中でですね、一つ大きな問題は、マネジメント可能ないわゆる幹部職員ですね、これの人材確保、もちろん確保の前にその養成というふうなことが前提ではございますけども、そういう部分が非常に困難な状況に置かれているというのがうちの町の組織の大きな特徴でございます。

一方では、お隣町との合併時期尚早という、平成17、8年前後からの本格的な自立のまちづくり、行政改革の関係もございまして、相当職員数が削減されてきているという実態がございます。その中で、産業振興課なり保健福祉課はですね、例えば県の部の状況をご理解いただくとわかるんですが、1つの県の保健福祉部なり産業振興部あるいは農林水産部とかですね、あまたの部署があって、そこの業務をですね、産業系であれば産業振興課が一手に対応せざるを得ないと。あるいは保健福祉行政であればそれは保健福祉課なり包括支援センターのほうで一手に対応せざるを得ないということになりますと、少ない職員数で県なりの相当の数の部署数と渡り合わなくちゃないと。これはそういう通常業務なりあるいは新規施策になかなか対応スムーズにできるというふうな体制にはなっていないという、そういうつらい状況がございますのでね、そうしたところを中心として、先ほど申したように一定の室なども、一方では工夫しながら行政需要なり行政課題に対応していく必要があるのかなと、そんな考えを持っているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。次に、その人的対応の面で従来から言われている、今、技術職員、技術者職員ですね、この確保といいますか、これまで大変、あの派遣職員の皆さんでカバーされてこられた分野なんですけれども、この辺は対策についてはどうお考えになっているか、次の質問と関連あるので、お願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。震災前の技術職、特に代表的な事例で申し上げますとまちづくり整備課でございますね。震災前はですね、たしか年間の課の予算というのは5億円前後ぐらいでございます。その中で工事請負費が1億5,000万円、維持管理費絡みが1億5,000万円ぐらい、合わせて3億円程度の業務執行に必要な人員で切り盛りしていたというふうな状況でございましてですね、それに見合った人材を確保してきたというふうなところでございます。これが落ちつきを取り戻した中では必然的にそうい

うふうな状況にならざるを得ないわけでございます。多少新しいまちづくりの中ですね、維持管理に要する要員も必要になってきますけども、いわゆる技術職、専門職というふうな部分で見れば、それに見合った体制を再構築していく必要があるだろうというふうに思っております。上下水道のほうについては外部委託化も進めながらですね、今少しずつスリム化している側面もございますが、いずれにしても限られた人数で一定の50億程度の総予算、一般会計を切り盛りしていくために必要な人材をですね、年齢階層の偏在性というふうなことになるようにですね、確保していかなくちゃならないというふうに考えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今ちょっと町長触れたんですけども、この技術者に関してですね、公共施設の維持管理について、公共施設等総合管理計画、これがですね、国のガイドラインに沿って本町も現状の整理や一般的考えをまとめた概要を3月末に完了されたということで、その報告が4月の全協の席でありました。私が一番これで心配するのは、これからの専門的な個別計画を立案して進めていくときに、あるいはそれを一元管理すると。要するに、どでかい箱物がいっぱい建つ、庁舎も含めてですね、今後、それから公園、あと従来からある建物、学校、公民館、その他さまざま、こういったものをメンテナンスをかけ長寿化していくためには、この個別計画をどういった戦略で進めようとしているのか、その考え方だけで結構ですので、伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今ご質問のあった公共施設の総合管理計画の中ではですね、先ほどもちょっと触れさせてもらいましたけども、町としては、山元町としてはですね、類似規模の自治体から比べると保有する面積が多い状況がございます。これは住民サービスから見ればですね、少ないよりは多いほうがよろしいのかもしれませんが、しかしそれらの維持管理を考えた場合にですがね、やはり身の丈に合った形でやっていきませんと最終的には町民の方々の負担増につながりかねないという部分がございますので、やはり身の丈に合ったような施設の保有あるいは維持管理というものをしっかり基本に据えてですね、町民の皆様なり議会の皆様と問題意識を共有していかなくちゃならないだろうと。この施設は必要ですよと、これも必要ですよと、それは各論ではそのとおりでございますけども、全体で見た場合に、その点も含めた場合、この個々の施設はどうかという総論と各論が乖離しないような、そういう議論、認識をですね、深めていきませんかとなかなか財政運営容易でないというふうに考えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。私が聞いているのは、身の丈に合ったというものよりも、既に計画され、もう建って建築が終了、これから建とうとしている、それから今建てている、そういったものの維持管理費をいかにトータルコストを下げていくかといった場合に、これから今言った総合管理計画を個別計画でいろんなルールをつくってですね、その中にはめ込んでいかなきゃなんないと思うんですけども、そのときにですね、ちょっと今触れられてたようですけれども、これまでも札幌や横浜ですか、の方々にはこういった面でかなり応援をいただいているはずですが。これからそういった個別計画を立てるときは、一般的にはコンサルタントとか何かに伺いを立てて進めるとかというのはありますけれども、実際に業務として専門的に技術分野をきわめてきた経験のある方がいる間にこういったルールづくりをする必要があるんでないのかなと。その先の技術者確保と連動していくということが非常に大切でないのかなと思うんですが、その辺、事務方のほうがいいのかな。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。一般論になってしまうかもしれませんが、まず技術職の方が当然今後減っていくという中で、そういった専門職の方の知識とかノウハウですとか経験といったものをプロパー職員の方にですね、しっかりと引き継ぎなり伝えていただくという取り組みがまず一つ今後大事になってくるというふうに考えております。

それから、ご質問のありました公共施設等総合管理計画の個別計画の策定に当たっても、やはり専門職の方の知識というのは非常に重要かと思っておりますけれども、今後そういった職員が減少していくという中で、我々といたしましても今後ですね、公共施設マネジメント支援システム、当初予算でお認めいただいた部分でございますけれども、そういったものを導入いたしまして、現状いる職員でもですね、そういった個別計画を作成する際に支障がないように、そういったことも取り組みとして今後進めてまいりたいというふうに考えております。

10番（高橋建夫君）はい、議長。この件ちょっと長くなりましたので切りますけれども、要は結論として、そのメンテナンス等十分なルールづくりをして、トータルの維持管理コストを中期シミュレーションの中で機械的に当て込んだ維持管理費を実践的に下げていく、そういうような手法を用いてほしいということを書いておきたいと思っております。

次にですね、過疎法に基づく財政安定策の柱についてですが、まずイメージの認識ですけれども、一般的に過疎地域というと人影が、何と申しますか、まばらで、そして農村をイメージしますけれども、公式には平成2年から27年までの25年間の間に人口減少が21パーセント以上かつ財政力指数0.5パーセント以下というのが公的な文言になっております。これがさらに進んでいって地域のコミュニケーションがとれないといった場合には限界集落と、そういうふうな形になってくるわけだと思っておりますが、3月議会定例会での町長説明要旨の中に、過疎指定はピンチをチャンスにすると、そういうことを踏まえて地域の自立再生を図ると、そういう認識で結構ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。そのとおりでございます。過疎というと、いまいち、印象なりイメージの点ではですね、いまいちという部分がございますけれども、一方では相当な分野に手厚い財政支援が期待できるというふうなことでございますので、その辺を念頭に入れた計画づくりなり財政運営、そしてまたそれが地域の活性化に結びつながるようなですね、取り組みを大事にしていかなくちやないなというふうに思っております。

10番（高橋建夫君）はい、議長。この法律は、手厚い財源措置とはいえ、3割は借金です。やみくもに活用すると後世の負担になるというのは否めない事実だと思います。やはりこの法律の趣旨から、町でも言ってるように人口減少対策が最大の課題、中でも子供のいる元気のある住みよいまちづくりを考えた場合、この財源を有効活用して、回答で触れている「鮮明には今は申し上げられない」とは言うものの、考え方としてはやはり一番企業誘致とかそれから企業を起こされる起業家の育成による雇用促進が私は最大の柱に最終的にはなるのではないかと思っておりますが、その辺はこれから具備してじっくり考えてそういう結論に出すのか、今そういう方向性にあるのかをお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まだ具体的にですね、どういうものに重点的にというふうな部分はこれから整理をしなくちやないところでございますけれども、想定されるこの法の趣旨に基づいてですね、こう対策、目標達成に資する事業なり既存の地方債のつけかえと申しますか、振りかえと申しますか、そういうものが想定されますので、大別すればこ

の過疎地域自立促進にという目的達成に資する事業が一つありますし、既存地方債のつけかえをすることによって有利な過疎債を活用するという、そういう大きな方向性は現段階ではございます。それを今度具体的にですね、どの事業にどういう形でというのは9月定例議会までに議決頂戴できるような運びをしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。町が言っている住みよいまちづくり、定住促進もしかりですけども、そういったことを考える、それらを創生していくのはやっぱり働く場所を拡大していくと。そういうふうなところから、この回答のくだりでも「今は言えない」と言ってますけども、何かずっと追っかけていくとそんなような感じがしたものですから今伺いました。

それと、前回、企業誘致に関してですね、お話ししたときに、町を挙げての重要課題として取り組んでいきますよということで、実際にはここ1年間で四、五件の案件が実際には動いたということもあります。しかし、それらは計画的にどのように動いていくのかというのがちょっとわかりづらい点もあります。先ほど事務方のほうでマネジメント機能といいますか、マネジメント室みたいなものを設置しなくても、そういったものの国との財源の引き出し方、事業の動かし方、それから所轄部門とのかかわり合い、連携、そういったもので業務を効率的に進めるのは、企業誘致だけでないんですけども、とりわけ代表して言うところにあると思うんですけども、そういうようなことも踏まえてそのマネジメント機能ですか、先ほど事務方がおっしゃってました、そういうことを鑑みてしっかり取り組んでいくという考えなのかお聞きしたいです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町の行政運営というのはとりもなおさずイコール、その、町の経営でございますのでですね、議員ご指摘のような町全体をマネジメントしつつですね、事務事業の適正な進行管理なり、また新たな発想での取り組みに資するためですね、マネジメントをしっかりしていく必要があるというふうに思っておりますので、もう少し町の職員数に余裕といいますか、そういう側面があれば単独の室なども構想としては出てくるかもしれませんが、いずれそこまでいかななくてもですね、そういう業務、機能が発揮できるような体制整備なり事務分掌の所管というふうなものをしっかり確認しながらですね、進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。ある自治体でも首長の発想でマネジメント室をつくってそういうふうなところを具体的に取り組んでいるという自治体もございます。それと企業誘致そのものについては、ちょっと通告から今回外れるところもあると思いますので、次の機会に具体的にその進め方、取り組み方等について伺っていきたいということで、これはここにしたいと思います。

次に、小・中学校の再編についてですね……。

議長（阿部 均君）ちょっとお待ちください、この際休憩とりますので。

この際、暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。大綱2件目の小・中学校の再編について再質問させていただき

ます。

まずは確認ですが、小学校の再編は、平成25年での方針は2学区として複式学級再編の実施時期をタイミングとするとうたわれております。それに今回は学区の再編を視野に入れて検討するというのが最大のネックと思われたんですが、町長、伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま確認のご質問を頂戴いたしましたが、児童数が減少しているというふうな状況でございますので、単にこの学校を統廃合するというふうなことでなくて、今までのそれぞれの小学校の学区というもののあり方をですね、これも含めて見直しを進めていくことが大事でなかろうかなと、そういうふうなことを考えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。これは大変大きな取り組みだと思いますので。

次にですね、小学校と中学校の再編の状況は、あるいは現状ですね、これは違うような内容がいっぱい回答いただきました。そういうわけで、状況は違いますが、どちらもボトムアップ式で取り組むということは総合教育会議で確認されているということですか、再度確認いたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いわゆる言葉としてのですね、トップダウン、ボトムアップというふうなことを表に出してですね、会議を運営したわけではございませんが、私としては、あるいは教育委員会ともどもですね、やはりじっくり慎重にやらなくちゃいけないというふうなことを基本にというふうな思いで会議を終了しておりますのでですね、当然ボトムアップを基本に取り組んでいくべきものというふうな、私のみならずですね、教育委員の皆さんもそういうふうな共有していただいているんだろうというふうな思っております。

10番（高橋建夫君）はい、議長。トップダウン、ボトムアップというのは私が勝手につけた言葉なんですけども、要はボトムアップの場合は皆様の意見の集約をですね、丁寧にやってほしいという意味でボトムアップとさせていただきます。

次にですね、質問の内容について、ちょっとお答えが、ちょっと満足してない部分1件なんですけど、昨年の3月議会定例会での一般質問では、この小・中学校の再編は今後の重要課題としてあるが、今年度の総合教育会議、これまで3回ぐらい行われた、27年から3回ですね。今年度の総合教育会議まで約1年と3カ月ぐらいですか、その間、教育長もかわられました。間にかわられましたね。その間の取り組み状況、何をこの件に関して取り組んだのか、それから学校、児童生徒、保護者、地域から本件に対してどのようなお声あるいは話題があったのか伺います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。総合教育会議でのこの件についての協議といいますか、話し合いに関しましては、特にこれまで、これまでというのはことしの5月、先月の総合教育会議まで、いわゆる議題といいますか、議案として検討ということまではなかったと認識しています。ただ、取り組まなければいけないという中での情報交換等はされてきたものと思います。

それから、もう1点の学校、保護者、地域の方々からの小・中学校の再編についての声ということですが、私が教育長に就任してから、特に、それぞれですね、学校は学校として今後のですね、特に坂元中学校、山下中学校もそうですね、部活の取り組みなど大変厳しいものになるということで、再編ということの検討が必要ではないかという声がありましたし、保護者の方からも、多くの保護者の方の声と言っているかどうかどう

かは何とも言えないんですけれども、何人かからですね、ぜひ早く統合というのを進めていただくといいというお声はいただいているところです。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今のお話ですと保護者からのお声というのがどちらかというところと強かったなという感じですね。

次にですね、誤解のないようにお話ししたいんですが、小学校の検討としては、再編するとかしないとかというのはこれから丁寧にいろんな活動をしていかれるということなんですけれども、仮に再編しないとなった場合、当面課題となっていくのは複式学級の対応なり、あと築年数がほとんど40年ぐらいのところ、校舎が、新しいところは別にして、そのような状況になっておりますよね。そういったことを前もってどのようにお考えになっているのか、これは教育長と町長、両方ですかね。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今、議員からお話がありました、再編しないということになったらというお話ですけれども、今回この検討に具体的に入るといふことでの最終的な結論といいますか、方向性としては、大きくは25年に出された方針どおりに今すぐ取り組むべきという方向が一つ考えられるかと思えます。2つ目としては、従来の方針どおり小学校は2学区、中学校は1学区としながらも、そこに今踏み切る段階ではないかというふうなことの方向性が出ることも考えられるかと。あと声としてはですね、25年の方針を、方針そのものを見直すべきではないかという声が出ることも考えられるかなというふうな思っているところです。

それから、2つ目、複式学級該当という場合の対応ということですが、今現在、子供たちの数から31年に入学児童が3名と予定されている、入学児童が3名の小学校がございます。複式学級は2学年合わせて16名以下となった場合にその2つの学年を合わせて1つとするということですから、その32年の段階、31年に1年生で入った子供たちが2年生になった段階で複式ということに該当するようになります。ただ、1つは、16名以下ということではあるんですけれども、2学年合わせて13名以上の場合、教員を1名余分に配置するという制度がありますので、そういう点から複式を避けることが一つできるかなというふうに見込んでいます。

それから、それに付随しては、1学年が2人とか3名とか複式に該当しそうだという年がですね、31年にはあるんですけれども、その後には今のところ特に想定はされていないかなと。児童生徒数の推移ですね、先の見通しを見ると複式該当というのはそのときだけかなというふうに見込んでいます。

それから、施設に関しては、結論の出方によるかと思うんですけれども、あと町の予算とも絡むかと思うので後で町長にもお話ししたいと思いますが、いろんな補助金等を活用した大規模改修とかいろいろ手だては幾つか考えられるのかなと思いますけれども、今現在、今の段階で私のほうでそこまでのことを具体的に見込んでおられません。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今の最後の件は、町長、何か考えていますか、その古くなった校舎の対応ということに関して。

議長（阿部 均君）町長に質問する分、もう一度明確に町長に、この部分にだということ。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今、教育長が最後にお話しされました築年数の長い校舎、これについての対応は今のところは考えてないというのが今教育長の答弁だったんですが、それに対して町長は今の時点でどう考えているのかということ。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。老朽校舎の取り扱いというふうなことでございますが、基本的には一定の老朽化が進む中ではですね、計画的な建てかえというふうなことになろうかというふうに思いますけども、町の置かれた状況なり地域の置かれた状況を総合的に勘案する中でどういう対応の仕方がベストあるいはベターなのかですね、これはみんなで知恵を絞っていかなくちやないのかなというふうに思っていますが、現段階では教育長申し上げましたとおりいつまでどのような形というふうなそういうスケジュール感はこれからというふうなところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。じゃ仮に先ほどから話しております再編をしないといった場合のもう一つの最大の課題である学区の再編、これは今のところは町の都合だったりではなく、要するに地域の方々の意見を十分に踏まえた上でこの再編について結論を出すということで認識してよろしいのかどうか、町長に伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には慎重かつ丁寧というふうな進め方というふうなことで先ほど来から申し上げているとおりでございますが、一方では2つの村が町になったというふうなものもこれはやっぱり社会環境の整備の進展なりですね、世の中がさまざまな点で変化してきているというふうな部分を捉えての市町村の合併なり再編というものが進んでいるわけでございますが、小・中学校につきましても、ある意味ですね、その後の時間が経過する中でそれぞれの小学校区内の居住環境なり道路なりですね、いろんな面がどういふふうに変ってきて、それを受けてどうあるべきかというものをやはり一定程度共有しながらしかるべき方向性を模索していただくことが必要なんじゃないかなというふうには思うところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。では次に、誤解のないようにということで先ほど来前置きしてあるんですが、再編するとなった場合、考え方として、新しい山下第二小学校の校舎に山下小、山下第一小の児童を全て受け入れることが可能なかどうか、この辺をどう判断されているのかお伺いいたします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今のご質問は、新しく建てられた山下第二小学校が3つの学校分を収容できるかどうかということだと思っておりますけれども、被災した校舎の再建についてはもともとのその校舎と同じ規模の再建ということでやっていますので、その3つを一緒にするという前提でつくられたものではないかと思っておりますので、3つを1つにするというのはなかなか現実的には難しいことではないかなと考えています。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。仮にそれを増築した場合に、敷地の面積とかそういうことを含めて可能かどうか伺います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今のご質問ですが、校舎と同じく基本的には元の校舎分の再建ということですので、校舎周辺の敷地等も余分にとっているわけでもありませんので、その点は難しいことではないかなと考えます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。次に、中学校の再編はですね、生徒同士の切磋琢磨できる環境、それから部活の選択肢、職員定数の配置、この問題といいますか、課題といいますか、これは平成25年にも同じ問題が提起されている内容です。その内容がさらに深刻になったということなのか伺います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。坂元中学校の状況については先ほど答弁したとおりですが、まず教職員数に関してはその学校における学級数に応じた教職員の配置が国の基準で決められております。具体的に申し上げますと、坂元中は3学年3クラスですので、教頭以

下の教員は8名の配置と、校長を除いて教頭以下8名というふうになっております。現実の問題として、教頭は日常的に特定の教科を全部持つというふうなのが業務上なかなか難しいので、実際には7人の教員でいわゆる9教科の対応をするということになるわけですが、ところがそれが9教科にならないので、不足する分を非常勤の講師として免許保有者が学校に入って授業をするというふうな状況、このことについては今に始まったことではなく、何年か前から、それから坂元中に限ったことではなく、同じ規模の学校では同じような状況になっています。

それから、部活動数については、先ほど申し上げたとおり、年々といいますか、時間とともにその設置数が少なくなっているところですが、特に今年度は全校生が81名ですけれども、来年度から60人台、全校数で60人台になります。それから平成33年度には50人台になります。34年、35年度には40人台、30人台というふうになります。すると今7つある部活をですね、40人なり30人なり男女で分けますと20人やそこらの人数にしかならないので、それを3つの部活でやっていくのはなかなか厳しくなるだろうと。その見通しが今出ているということです。

それから、もう1点、学力の面ということですが、これは一般的に先ほど申し上げたとおり少人数だときめ細かくできますが、人数が少ない分、いろんな考えに触れる機会がなかなかないと。これは個人的な考えでもありますけれども、小学校と中学校との大きな違いは、中学生はその後受験を控えているということもありますので、そういう点から少し勉強という面ではある程度的人数の中で取り組んでいくのが必要などころではないかなと考えているところです。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今の教育長の説明があって、中学校は1学校区にするという方針で具現化するという先ほどの回答ですけれども、1学校区方針ね、そうですね。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。先ほど申し上げたのは、今申し上げたような状況から1学校区にすることが望ましいのではないかと現段階で認識しているということです。私自身が認識しているということです。

今後、先ほどからお話ししているように、いろんな方からご意見を聞きながら、必ずしも私が今考えているような方向に話を持っていくということではなくて、意見を交換しながらその辺のところを煮詰めていければいいかなと、いくべきかなと考えているところです。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。もう一度確認します。さきに示された中学校1学校区という方針の具現化に向け取り組むべき時期ということで、教育長自体がそう判断しているということか、総合会議の中でそういうふうになっているのか、その辺だけ。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今のお話については、認識としては、町長、教育委員の皆様同じく現段階での中学校の状況を見るとその取り組みは具体的に進めるべきではないかという認識は持っておりますが、繰り返しますけれども、その方向で必ず進めると今断言できるというか、そういうふうに決めていることではなく、これからいろんな意見を聞いていく必要があると思っております。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。両トップ方針としてはそのような視野にあるけれども、関係者の皆さんの意見をオーソライズしてから最終的な判断をするという認識でよろしいですか。わかりました。

議長（阿部 均君）いいんですか。（「はい。次よろしいですか」の声あり）はい、どうぞ。

10番（高橋建夫君）はい、議長。先ほどの説明の流れから言いますとですね、検討委員会の立ち上げとかもろもろの調査費用とか、これに向けてですね、そういったものが必要になってきますよね。私勝手に推測するには、そういったことを前提に考えると9月議会あたりには何か調査費用みたいな感じで何らかの形で議会のほうに上がってくるのかなというスケジュール感なんですけど、その辺は、町長、教育長、どのようにお考えになっているか伺います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。答弁で具体的なスケジュール、詳細なスケジュールは今後ということでお話をしましたが、現段階でこちらで考えているのは議員今おっしゃったとおり9月議会、検討委員会につきましてははまだ設置も何もしていないところですので、その設置に向けた予算化というのは9月議会にお願いをせざるを得ないかなというふうに考えています。

それから、アンケート調査等も実施したいと思っておりますが、どの範囲までどの規模のアンケートを行うか、その辺についても教育委員会事務局だけで済むようなことでいいかどうか、場合によっては委託ということもちょっと今の段階で考えておりますので、そういうことについては9月の議会でお願ひするようになるかと考えているところです。以上です。

議長（阿部 均君）同じ質問に対して、町長の考え。両方に聞いたんですよね。（「両方です」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。失礼いたしました。

今、教育長がお答え申し上げたような方向性に私も問題意識を共有しているところがございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。前回の教育環境整備検討委員会立ち上げたりあるいはその活動なり、あるいは地域、学校関係、保護者、それから児童生徒の方々に説明し、そのデータをもとにさらに説明をしていくと、かなりのエネルギーと申しますか、これを要しました。そして、夏休みとか何かにも、実際9月議会ですと恐らくルーチンワーク・プラスアルファの仕事でそういうふうに当たらざるを得ないのかなと。大変ご苦労だと思えますけども、ようやくですね、昨年私が3月議会定例会で質問した時点よりもかなりの方向性が鮮明になってきた、取り組み方としてですね、鮮明になってきたのではないかなと。町長、それから教育長の答弁の中にありますように、児童生徒がよりよい学びができる環境づくりというのがやっぱり目指す第一の方向性ではないのかと。それと多くの皆様や議会の意見と説明に対しても十分な配慮を踏まえて今後取り組んでいただきたい。改めてその辺について、町長、教育長から決意表明をお願いしたいと思います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今お話しいただきましたが、学校というのはそこで学ぶ子供たちにとっても大変重要な場所であると同時に、地域にとってもですね、シンボリックな場所、建物であり、非常に重要なものではないかなと思います。そういうことから、学校を統廃合するあるいは再編するということは非常に大きな問題だと思いますが、繰り返しになりますけれども、いろんな方々の意見を十分聞きながら検討を進めてまいりたいかなと思います。以上です。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、1回目の質問でもお答えさせていただきましたようにですね、この小・中学校の再編につきましては、児童生徒にとってよりよい学びができる環境をつくると、そういう観点を第一義に据えて、保護者、地域住民の意見を十分踏まえ

ながら現状と課題を町民の皆様、議会の皆様と共有した上でボトムアップを基本に鋭意取り組んでまいりたいというふうに存じます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。私の一般質問をこれで終了させていただきます。

議長（阿部 均君）10番高橋建夫君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）1番岩佐哲也君の質問を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。1番岩佐哲也です。平成29年第2回山元町議会定例会におきまして、大綱1点、過疎地指定に関する対応についてということで質問させていただきます。

前議員高橋議員も過疎地に関する質問は今されましたが、主に財政に主眼を置いて健全財政という観点からの質問だったと思います。私は、もちろん財政健全化も含めますが、全体の角度から、また高橋議員とは違った角度からの質疑をさせていただきたいと思います。

過疎地指定のニュースを聞いたとき、私は非常にある意味重大ショックを受けたと。今回の自立促進の新しい法律の指定の基準が、先ほども出てましたが、人口減少率が21パーセント以上、財政指標が0.5以下という基準に従って指定されたということですが、我が町の人口減少率は25年間で33パーセント、21パーセントをはるかに上回っていると。それから財政力の指数は0.35、健全財政は1だということ言われてますが、宮城県内の0.595という数字に対しまして0.35だということ非常にショックの数字でございました。私は調べました。しかも県内の自治体33ありますが、そのうちの下位から6番目、7番目ぐらいの26位という。そこでこの問題を取り上げて、残念ながら私が議員のとき、そして齋藤町長が町長のときに指定されたということで、非常にある意味では町民に対して私も責任を感じるし、そういう意味で何としてもこれを脱却する意味、脱却するための、5年後には脱却なると、これをクリアしたんだという状態に持っていくべきにはどうすんのかと。そうしなければ私も町民とかに対しても非常に責任があるというふうな受け取り方をしたという観点から、ぜひこれは今回の定例議会で取り上げて町長と議論し、町長の取り組み姿勢を鮮明に、これに積極的に取り組むんだという姿勢をぜひとも引き出したいと、回答いただきたいということで取り上げた次第でございます。

細部にわたりましては、(1)過疎指定をどう捉えているのか、町長としてどう捉えているか。町長時代に指定になったと、これをどう捉えているかというのが1番目の1点目の質問であります。

そして2点目、我が町の過疎地自立促進対策の柱をどう考えているか、何と何を重要に考えてんのかと。先ほどもちょっと話は出ておりましたが、改めてお尋ねするものであります。

そして、過疎地自立促進計画をつくらなとなかなか、先ほども出てました有利な補助金といいますか、交付金の活用もできないということでありますから、これらをさらに具体化、項目だけではなくて、さらに具体化した計画を立てて、県なり国なりから支援をいただくということも必要であると。この計画の策定についてお尋ねするものであります。

それから、4点目は、何事もそうではありますが、住民や議会の意見をどうその過疎対

策に対して反映させるのか。至急立てなきゃなんないということで、もちろん町がいろんな情報を持っておられますから中心にやっていただくのは結構でございますが、町民や議会の意見をどう反映させて過疎対計画をつくってそれを実施していくのか。実施するに当たっては、町民なり議会なりも含めた、やっぱり町民一丸となった協力を得られなければ、何を計画しても成功うまくはいかないと思います。仮にうまくいったって時間もかかり過ぎる、経費がかかり過ぎると思います。有効に、かつスピードアップしてやるためにはやはり住民や議会との意見交換なんかも慎重にあるいは十分に、十分とまでいかないまでもやはりそういう姿勢が大事であると、やっていくという姿勢、それをどう考えているかと。そして、他市町村では条例制定もしながらそういうことをやっているとあります。我が町では条例制定なんかも考えているのかどうかについて4点目。

5点目、人口減少克服、それから財政基盤の確立、裏返せばこれが指定の要因になったわけですから、それを改善するのにどうするか。そういう取り組みの町長の姿勢といえますか、考え方といえますか、具体策なんかあればお尋ねするというのが5番目。

6番目、6番、7番は同じような質問と思われると思いますが、6番目は他自治体の成功事例を町としてどう考えているか。

7番目は、私はこうあるべきだと、他市町村の参考になる事例から私のほうで提案したいというのが7番目になります。それらについて議論をさせていただきたいということでこの問題を取り上げました。以上です。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、過疎地域指定に関する対応についての1点目、過疎指定をどう捉えているかについてですが、ことし4月に過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法の一部を改正する法律が施行され、過疎地域の該当要件が拡充されたことに伴い、新たに本町を含む20市町村が過疎地域に追加されました。本町が過疎地域になったことにつきましては、町の印象やイメージという面では低下の懸念もあり若干抵抗感もございますが、一方では過疎法の制度に基づく国の手厚い支援措置を受けられることとなりますので、これらを十分活用し、いわゆるピンチをチャンスに変えるべく対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目、我が町の過疎地域自立促進対策の柱についてですが、過疎地域の該当要件は人口減少要件及び財政力要件の2点であります。このことから、これまでも申し上げておりますが、震災復興計画等に掲げる諸施策を総合的かつ着実に進め、誰もが住みたくなるような魅力的なまちづくりを進めるとともに、子育て支援、定住促進等の人口減少対策をより一層推進することが重要と考えております。さらに、今後は一定程度復旧整備が進んだ公園等の施設や交通インフラを生かしながら、交流人口や定住人口の増加、産業やコミュニティーの復興創生に軸足を移しつつ地域の活性化を図ることが肝要と考えております。

なお、過疎地域自立促進対策に関する具体的な事業計画については現在検討中ではありますが、各種関連事業を展開するに当たっては過疎法に基づく財政支援を積極的に活用しながら町の負担を極力軽減しつつ鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目、過疎地域自立促進計画の作成についてですが、過疎法に基づく国の支

援措置を受けるためには国の指針に基づき町が過疎地域自立促進計画を策定する必要がありますが、その策定に当たりましては県の過疎地域自立促進方針と整合を図るため所定の協議を行うこととなります。また、今年度中に過疎債等の財政支援措置を受けるためには事務手続の関係上9月ごろまでに計画を策定する必要があり、議会の議決が必要であることを考えますと非常にタイトなスケジュールとなります。

なお、現行過疎法につきましては期限が平成32年度までとなっていることから、今回の計画策定に係る計画期間については最長で平成29年度から32年度までの4カ年となります。

次に、4点目、議会や住民の意見の反映、過疎対策のための条例についてでございますが、県内自治体においては計画策定に際して条例を制定している事例は確認できておりませんが、パブリックコメントや全員協議会での意見交換、有識者会議等の手法を用いて意見聴取を行っているとのことであります。一方で、さきにも申し上げたとおり、今年度中に過疎債等の財政支援措置を受けるためには事務手続の関係上9月ごろまでに計画を策定する必要があり、議会の議決が必要であることを考えると非常にタイトなスケジュールとなりますので、策定期間も念頭に入れた意見集約手法の検討が必要と考えております。

次に、5点目、人口減少克服と財政基盤の確立及び指定解除に向けてについてですが、さきにも申し上げておりますが、震災復興計画等に掲げる諸施策を総合的かつ着実に進め、誰もが住みたくするような魅力的なまちづくりを実現することで人口減少の抑止を図るとともに、今後は一定程度復旧整備が進んだ公園等の施設や交通インフラを生かしつつ交流人口や定住人口の増加、産業やコミュニティーの復興創生に軸足を移しつつ地域の活性化を図ることが肝要と考えております。こうした基本的な町の目指している方向性は過疎地域自立促進計画に置きかえても同様であり、過疎法に基づく国からの財政支援を積極的に活用し、課題の解決につながる新たな起爆剤の検討も含め施策の拡充強化を図る必要があると考えております。特に、過疎債については充当率100パーセント、交付税措置が70パーセント、非常に有利な地方債であり、その使途も通常の地方債に比べ多岐にわたることから、後年度への財政負担にも十分配慮しながら町単独事業を中心に可能な限り活用を検討し、今後の町の計画に反映してまいりたいと考えております。

なお、指定解除については、過疎法そのものが時限立法かつ要件の見直しも不定期に行われることから、一概には言えませんが、本町が目指す「キラリやまもと！みんなの希望と笑顔が輝くまち」の実現に向かうことが過疎地域からの脱却につながるものと考えております。

次に、6点目、他自治体の成功事例及び7点目の参考となる具体的事例についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

過疎対策に対する他自治体の取り組みについては、国が公表する過疎地域自立活性化優良事例等において全国のさまざまな事例が紹介されておりますし、県内でも過疎地域となっている先行自治体があり、本町としてもこれらの自治体で構成する全国過疎地域自立促進連盟へ加入するなどして情報収集に努め、先行自治体の取り組みや研究成果を学びながら、よいところは取り入れ、本町が目指す将来にわたり持続可能なまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時20分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは再質問ということにさせていただきます。

まず、（1）過疎地指定をどう捉えているかということについてお伺いいたします。

先ほど町のイメージダウンで若干抵抗感があると、そして、ただし手厚い国の支援、補助があるので、ピンチをチャンスにとのことでありますが、過疎指定は人口の著しい減少に伴い地域社会における活力が低下し、生産機能及び生産環境の整備が他の地域に比較して非常に低位にあるとの問題指摘がなされての指定であります。よって、この地域の自立促進を図り、地域住民の福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正、そして美しく風格のある国土の形成に寄与することを目的として総合的に計画を立て、対策を講ずる必要があるという問題点の指摘がある。

残念ながら現実でありますから申し上げますが、私が議員をやっている、先ほど申し上げました、そして齋藤町長の時代に指定されたということは後世までこの事実は残ってしまいます。そこで改めてお伺いするんですが、齋藤町長としてはこの指定をどう受けとめ、感じられたか感想を、最初に聞いたときにどんな感想を持たれたか。なぜこんな質問をするかというのは、追及の質問じゃありません。これを糧にいかにしてこれを脱却するための強い政策を打ち出すか、それが大事で、そこのところをお聞きしたいからこれをお尋ねするわけですが、その辺の感想を改めて、先ほどの表現ですと「イメージダウンであるが、これは手厚い国の支援があるのでそれを有効活用しよう」というお考えでしたが、さらに一歩進んで、どういう感触だったかを、感じを受け取られたかをお伺いするものであります。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めての感想をというふうなことでございますが、もちろん議員からもご紹介いただきましたように人口が一定以上減るというふうなことはですね、人口減少社会とはいえですね、非常に残念な、またゆゆしき問題だなというのは、これはもう前提としてある中でお答えしたつもりではございます。

震災前からの人口減少に加えて、この大震災でのですね、人口減少が加速的に増加してしまったというのは、これは町としての持続あるまちづくりを進めていく上でですね、これは私のみならず町民の皆さんともども危機感を共有しなくちゃいけないというふうに今改めてこの過疎の指定を受けてですね、強く受けとめたところでございます。この際、今までの復興計画とあわせてですね、新しい過疎計画を策定樹立する中で、復興計画で足らざる部分をしっかりと新しい財政支援制度を活用しながら再構築をしていかななくちゃいけないなど、そんな思いを強く持ったところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。人口減少の問題につきましては、過去25年間の累計での評価という形で、先ほど申し上げましたが、我が町は残念ながら33パーセント減少した。その大きな要因には確かに不幸なこの大震災という被害があったということで、25年間実績ですから、齋藤町長時代に指定されたと言いながらも、齋藤町長の責任がどうのこうのではありませんで、累計の齋藤町長はそのうちの7年間で携わったということになります。そういうことではなくて、我々全体でこの問題を解決しなければならな

い。ただ、残念ながら非常に減少率が高いということ。そして、今回20件が指定されましたけど、宮城県では我が町だけが指定になったんですね、新たに。震災受けたところは17市町村ありますけど、残念ながら今回新たに追加指定になったのが我が町。ということは、震災後の対応、震災で亡くなった600何名は別としても、その後の対応で町外に流出したということなんかもいろんなことで、いろんな事情で町外に移った。特に町外に移った方は若い方が移られた、残った方はある程度高齢の方ということもあって総合的にいろんな問題ありますが、これらの要因で減少している部分も陰にはあるということを町長としてはどんなふうに捉えておられるか、参考までにお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに震災後の混乱した中でですね、復旧・復興を急ぎたいというふうなことでこの6年間必死になって取り組んできたわけですが、残念ながらあの大きな被害で大変な痛手、そしてまたショックを受けられた方がですね、いち早く町を去る方もいらっしゃったわけですが、それはそれぞれのご事情があつてというふうなことでございますので、残念ではございますけども、私としては、この、今1万2,400人になった皆さんと一緒にですね、後世に誇れる持続可能なまちづくりをしっかりと進めていきたいと。小さい町でも人口が少なくてもですね、活力があり、にぎわいがしっかりと共有できると、そしてまた山元町に魅力を感じて足を運んでもらえるようなですね、キラリと光る、そんなまちづくりをしていかなくちやないなというふうに思っているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今までのことはいろんな諸問題が絡んでいると思われませんが、今までのことはあれとしまして、このぐらいにしまして、いわゆる過去のことはこれぐらいにしますが、この背景を考えているときに、人口回復問題、いわゆる人口維持問題、これは齋藤町政に課せられた最重要課題であるというふうに私は考えますし、当然町長もそのような答弁もなさってますので、その辺の対策についての期待をしているところであります。

そういったことで(2)番のほうに移りますが、我が町の過疎地域自立促進対策の柱、これをどう考えているかと。先ほどいろいろお話しいただきました。交流人口や定住人口の増加、産業やコミュニティーの復興創生に軸足を置きつつ地域の活性化を図るんだというようなお話がありました。計画策定も9月の議会には出そうということで、大変担当の方については9月ということはタイトな問題がある。

しかし、先ほども話ありましたが、今現在は5カ年計画の総合計画の5カ年、復興計画も同じということで進んでおりまして、これが30年度までの計画になっている。と同時に、基本計画というのはそんなに、大枠というのは骨太の方針というのはそんな変わるものではないと思うんですね。ですから、そういうことを考えますと、9月というのも大変だと思いますが、ぜひ今年度から、先ほどの話だと普通はよそは5年計画だけでも、我が町は4年計画だということ、そんな4年と言わず、今年度下期から復興交付金対象にしてでもどんどんやるべきでないかと思うんですが、そういう意味で、9月に出して実際来年以降が対象になっちゃうのかどうか分かりませんが、その辺の感じをちょっと、9月から議会で到達すると、その計画がですね、到達すると10月、11月、今年度から復興交付金を使えるのかどうかね、その辺も含めてちょっと確認でお尋ねします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。過疎法に基づく各支援措置についてはもろもろあるわけ

でございますが、基本的に一番大きいメリットとして過疎債、起債を打つことができるというのがあります。こちらにつきましては、例年ですと県と協議を行うわけなんですけれども、県との協議が大体秋以降、11月ごろに毎年行われております。ですので、これに間に合わせるといことになりますと9月議会でお認めいただいとすることが必要になると思っておりますので、そういったスケジュール感で現在取り組んでいるところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。民間のベースからいくと時間かかるなど、国とか県も絡むのでそういうこともあろうかと思っております。多分この過疎地指定の情報は、年内、昨年末ぐらいには町に情報入ってたんじゃないかというふうな感じを私は受け取ってるんですが、正式には4月1日ですけども、恐らく内々情報は入ってて、その対策なり方針なりというものは町長のほうから各担当部門のほうに何らかの指示が、これとこれは重点項目にして対策を検討しておくべきとかいうふうな方針出されているものと私は個人的に考えてんですが、そういったことはなかったのかどうか、町長にお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに議員立法でですね、この新たな指定の動きというふうなものには一定の情報が寄せられておりましたし、新年度に近い中ではそれが確実視されてきたというふうな部分がございます。

そういう中で、町としては初めて取り組むべき計画ではございますけども、これまで県内の自治体含めあるいはまた全国800余の自治体でも同じような取り組みをしてきた経緯、経過もございまして、そういうものについては可能な限り先行してですね、全国の先進事例等々をですね、情報収集して早目の対応ができるようにと、そういうふうな部分については早目早目の対応をしてきたつもりではございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。ただいま町長のほうから、全国800余の自治体の過疎指定なあってまして、その参考事例なんかあるというお話。今回、我が町も入れて817自治体が過疎ということで取り上げております。そういった中で、例えばスケジュール的に大変だと思っておりますが、現在やっている、取り組んでいる事例、項目ですね、こういったものをさらに拡充して今年度後半からもうやるというふうなことも可能だと思われる事例がたくさん私はあると思うんですね。

具体的に話ししないとだめなんで、ちょっと1点だけ具体的にあれしますと、我が町でも大変頑張っている子育て支援であるとか若者定住対策とかこれらをさらに拡充する、それなりの効果は確かに上がってると思うのでこれは評価いたしますけども、これは例えば長岡市の過疎地指定、中越地震で被害を受けた山古志村、これは先ほど話出た総理大臣賞の事例、好事例としても挙がってますけども、ここなんかは定住人口、若者定住が年間26人とかふえてるんですね。その対策打ったのは若者定住で、我が町でもスタートしてるようですが、お試し移住みたいな、名前としては「にいがたイナカレッジ」というものをつくって、そこで農業体験をさせるとか空き家を有効に活用するとか、それでその方たちに月々5万円。それから、それに支援した、土地を貸した人たちには月々4万円とか支援したりしながら、実際は年間20何人の定着に結びつけているという事例があります。

もちろんそれに近いご努力は我が町でもされてるようですけども、さらにそういったことも含めて他の自治体の例なんかも含めながら参考にして、今やっている事業をさらに拡充するというもの何点か私もあると思うんです、余り具体的に言うとどうのこうのな

んでしょうから。そういった見直しをして、すぐに9月のやつにやって、あるいは承認をとって今年度中にも少しでも、効果がある、即効果が上がるような方法に結びつけると、もちろんことしだけじゃなくて来年にもつながるわけですけども。そういったことをやるという必要がある、そうしたらいいんじゃないかと思うんですが、その辺については町長どんなふうなお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かにご指摘のとおりでございまして、町としても今の復興計画なりで取り組んでいる部分も含めてですね、いわゆる足らざるところをこの過疎の各種事業を活用することで国の補助率のかさ上げもございまして、先ほど課長が申したように有利な地方債も打つことができるというふうな仕組みがございましてですね、どういう形で何を過疎地域のほうで重点的に取り組んだほうが町にとって活性化につながるのかというふうな部分が大事でございまして、先進事例も含めまして鋭意検討をしてみたいなと、整理をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。具体的には他の自治体の優良事例を参考にしてというのは6番、7番で上げてますので、その辺でまたちょっと具体的に我が町に適用できるというか、すべきじゃないかと思われる点の3点ほど後で上げたいと思いますが。

そこで、(4)番のほうに入りますが、計画を早くとにかくつくるということで、(4)番、住民や議会の意見の反映や過疎対策促進のための条例制定についてどんなふうにお考えですかということに対する回答としては、先ほど宮城県内では住民の意見なんか聞く条例制定とかは今のところ見受けられないというふうな回答だったかと思うんですが、この過疎地指定に関して実際これを町民の協力を得ると、あるいは実効効果を上げるための指定というのはほとんどの自治体が条例制定してますね。丸森も条例してます。条例制定してます。ただし、町民の意向を反映するのにはどうするかというのは丸森町では指定されてない。

それで、何を指定してるかという、いわゆる土地の有効利用、町で過疎債を使ってやるときの土地の農地法とか何かのいろんな縛りがあるんだろうと思うんですね。それを円滑にするための条例というのは、これは各自治体がつくってますね、私見た感じでは。そして、この中で住民の意見やら反映させるのを条例入れてるところあるかったら、これは全国あれしますとありますね。富山県の南砺市というところはちゃんと条例第9条に市民のあれを反映させるんだということで、15名の委員を選定して計画に参画させてると、条例制定までしてやってる。これは規則をつくるか条例制定しなければやらないという問題じゃなくて、そういう方針で町は取り組むのか取り組まないかということをお尋ねしたいんですが、町長、改めてその辺の考えを、この計画にどう反映させるのか、町民の意見、議会の意見をね、それをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど申しましたように、早目にこの有利な制度をですね、活用しての取り組みというふうなことになりますと非常にタイトなスケジュールの中で進めていかなくちやないというふうな一方の制約もあるわけでございますので、どちらを優先するのかという部分も問われるのかなというふうな気がいたします。今回については、極力さまざまな意見を集約をすることを大切にしたいと思いつつもですね、限られた時間の中でそういう対応をせざるを得ないというふうなこともぜひご理解をいただきたいというふうに思いますし、できるだけ、例えばでございまして、次の、この時限措置が多分延長されるのはこれまでの流れからしますとですね、ほぼ確実視されると

ころでございますので、次の改訂に向けてというふうな一定の時間的なですね、余裕を頂戴できるのであれば、なおご指摘のような部分も相当程度取り入れながらやることも必要なんじゃないかなというふうに思いますが、今回に限っては一定の中で集約をせざるを得ないんじゃないかなというふうにも考えてございます。いずれにしても、できるだけ早く素案を作成をし、皆様方になるだけご意見、ご要望を頂戴できる機会を工夫してまいりたいなというふうに思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。私が矛盾したことを申し上げているようにも受け取られるかもしれませんが、大至急9月までやって今年度に取り入れるべきだということをお願いした。一方では、これは今回計画を立てたから5年間その計画に縛られるというものではないんだろうと思うんですね。いわゆる毎年毎年修正、追加は認められると思う。いわゆる今年度のやつは今のやつの延長で重点的なものを取り上げて、それプラス来年度もう一回つくり直すなり見直すときにはその間にしっかりと条例を制定するなりあるいは規則を制定するなりして住民の声を反映できるような、例えばわかりやすく言えば委員会ですかね、検討委員会というか、審議会というのか、そういったものを設けてでも、あるいはアンケートをとってでも町民の意見を集約して反映させるというシステムをつくるべき。なぜこんなことを申し上げるかという、これを成功させるには町民の協力がなかったら幾ら音頭とったってだめだと、うまくはいきませんよと。仮にうまくいっても時間がかかりますよと。端的に目標を達成するには、町民の協力、これが大事だと。いわゆる理解をしていただいて協力していただく、あるいは土地の問題にしたってあるいは人手の問題にしたって、そういう意味で先ほど申し上げた、2つのことを申し上げた。とにかく間に合わなければ暫定でも9月まで、9月以降、後半戦に活用的な方法やって、なおかつ同時に来年度以降の4年間の計画を同時につくって、それには住民の意見を反映させるというテクニックがあるんじゃないかということをお願いして、その辺はどうお考えでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど、私、次の計画改訂に向けてという趣旨のお話を申し上げましたが、技術的に可能であればですね、議員ご提案のようなタイミングでのローリング的なですね、中での意見集約の工夫というふうなものをしっかりしていく必要があるのかなというふうには今お聞きしたところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。ぜひそのような検討を進めるべきではないかということをお願いして、（5）番に入りたいと思います。

人口減少克服と財政基盤の確立についてということで、さらにはそれらが解決されれば指定解除につながると、5年後にですね、5年に一遍査定があるんだろうと思うので、国勢調査ごとにですね。ということは、そういったことを目的に、指定解除を目的にしっかりとした施策を打って実行に移すと。人口減少、財政基盤の確立ということで、人口減少の抑制を図ることが最大の大きな目標だということと同時に、財政負担問題は後世に過度な負担をかけないようにやっていくということですが、町長の頭にある、具体的には今計画のほうでやるということですが、具体的にこれとこれとこれは重要にぜひ検討すべきということで担当部門に指示されてることがあれば、何点でも結構ですが、ご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、この過疎法、特別措置法でのですね、財政的な関係をお話し申し上げれば、国の補助のかさ上げという部分がございますので、ここのかさ上げ

をどういう事業に充当することが山元町の財政運営にとって都合がいいのかどうかですね、という側面が一つあるかというふうに思います。もう一つは、過疎地域自立促進のための地方債の対象事業をどこに見出すかというふうな、そういう大きな2つの側面があるかというふうに思っています。

最初に申し上げた補助のかさ上げで言えばですね、例えば今まで2分の1、いわゆる50パーセントですね、これが物によっては10分の55、55パーセントに、5パーセント有利な補助率になるというふうな、基本的にはそういう類いの支援制度が多いわけですが、中にはですね、今まで財政支援なかなか既存の制度では難しいというふうな事業であれば、これはいわゆるゼロから一定の補助率が期待できるというふうな、そういう側面もごさいます。その辺の前後関係が一つあるかというふうに思います。

それから、2つ目の地方債をどういう分野に充当対象とするかという部分につきましてもですね、やはり先ほどの高橋議員とのやりとりの中でもございましたけども、少なくとも100パーセントの充当で地方債が受けるわけですが、30パーセントについてはこれは明らかに町の借金であることは変わらないわけですが、その辺を十分意識しながらですね、この起債の発行率の関係とか財政運営での制約要件も相当意識しながらですね、どういう分野、どういう施設等に過疎債を当てたほうが町として有利に働くのかというふうな、こういう大きな2点をですね、中心に精査を加えていかなきゃいけないと、そういう話などはこれまでできてるところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。過疎債、あるいは次世代に過度な負担をかけないというのは当然でございまして、いろんな意味で基本的な考え方は指示されているということでございしますが、特に先ほどの説明でいきますと過疎法に基づく財政支援を積極的に活用しということで、その後問題の解決につながる新たな起爆剤となる対策を検討するという説明を先ほどいただいたかと思うんですが、その新たな起爆剤というものはどんなふうに例えば考えてらっしゃるんですか。起債が70パーセントの補助だとかなんとかという一定のルールは別として、それらをどんなふうに、どんな施策に活用する、どんな施策を実施しようと、そしてその効果を上げようとしているのか、もし考えている事項があれば何点かでも上げていただければと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。対象事業、例えばハード事業ですと大きな分類でいきますと産業振興なり交通、通信あるいは厚生施設、教育文化施設、その他というふうに大別されるわけですが、山元町の置かれた状況を考えたときにはですね、やはり産業振興施設なりを中心といたしまして教育文化施設などが一つの方向性としてですね、考えられるんでないかなというふうには思っています。そういうふうな中で、先ほど申し上げました補助のかさ上げのぐあい、それから地方債の充当の前後関係をですね、しっかりと見きわめながら精査をしていく必要があるかなというふうに思っています。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。今、ハード面では産業振興関係とか文化施設等という説明をいただきましたが、例えば財政再建につながるような、産業振興とかであればそういったことにもつながるでしょうけども、施設、文化施設の管理とかってなってきましたなかなか、財政基盤の起爆剤ということになるとちょっと内容的に、具体策といえますか、そういう意味ではどうかなという部分はありますが、この指定解除の例は今まで過去に、

ちょっと調べて、全国で調べてみますとそんなにはないんですね。11例があるということですが、残念ながらそれもいつか解除になってまた5年後に再指定になったりみたいな、それだけ大変な難しい問題だということはよく私も理解できますし、それだけに山元町はこうしたんだよと、結果が結びつくような施策をですね、ぜひ挑戦しなければならない。挑戦する姿勢は必要ではないか、私は思うんですけども、町長はその辺について、大変、解除になるというのが大変な問題だと思うんですが、その解除に取り組む姿勢についてちょっとお伺いしたいと思います。その後具体的に事例で、我が町でこういうことが参考になるのではないかとこの議論をしたいと思いますが、その前に町長の感想をお聞きいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。うちの町では、震災後のピンチをチャンスにしたまちづくりの中でですね、もちろんその前からの継続的なものを含めての話ではございますけども、例えば交通基盤などは、この東西106キロ、南北11キロのエリアの中でですね、JRあり、高速道あり、国道あり、県道ありと、そしてまた東西の避難道路の整備も含めて10本を中心とした縦横の交通基盤が相当程度整備されるというふうな状況がございますし、ご案内のとおり常磐線で仙台まで40分前後で往来ができるという部分、そしてまた震災後の極力将来を見据えたコンパクトなまちづくりの中でですね、一定の利便性なり快適性に資する整備が進んでおりますので、そういう中で私は議員ご指摘のように新しいこの制度をしっかりと取り入れ、組み入れる中で、人口の抑制なり、できればその延長線上での過疎の脱却というふうなところに挑戦をするような、そういう取り組みをしていかなくちやないなというふうに思っているところでございます。いろいろと具体のまちづくりに向けまして好転しつつ状況が随所に見えてきておりますのでですね、そういうものを大事にしながらさらに加速化していく中で脱却を大きな目標にしていきたいなというふうに考えるところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。るる説明いただきましたけれども、過疎法は45年から施行されてきて、いろいろ法律の内容が変わって約50年経過して今まで来てるわけですけども、平成2年から総務大臣表彰5件、それから先ほど説明ありましたが、促進連盟だと、過疎指定された市町村で構成されてる、800余の団体で構成されてる連盟の会長表彰なんていうことで、平成2年から235の事例、毎年5件から10件ぐらいですね、表彰される、これは事例としてね。こういったことをあと6番、7番のほうで検討していきますけども、こういったことを事例がたくさんあるわけで、そんなやつをもう既に、先ほど申しましたけど、去年から指定がされそうだということの段階から恐らくいろいろ研究はされてると思うんですが、その中でよいと思われるような事例なんていうのは町長のところに情報入ってるんですか。先ほどの例ですと今度加盟してその会議で情報収集しますということを書いてあるので、これではもう遅過ぎんじゃないかと思うんですね、残念ながら。今からでも調べてもどンドン調べられるはずでございまして、そういったことを先進事例を見て取り入れるという考え方あるのかどうかお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私、かねがねですね、職員の皆様に申し上げてるのは、何も無いゼロから取り組むというものはまず基本的にはそうないと、大体はどこかにヒントになる、先例になるものがあると、どういうところの引き出しをあげればどういう手がかり、ヒントが得られるのか、そこが大事なんだよという、そういうお話をしてきております。そういうふうな意味では議員ご指摘のように先進事例が全国にございまして、

そういうものを大切にしながらですね、できればオンリーワンの的なものを目指せばそれにこしたことはないわけでございますけども、必ずしもそうでなくても、その次のあるいはまたさらにその次のものを目指すというふうなことで十分じゃないのかなというふうな思いもございますので、参考にできるもの、そういうものはしっかりと研究、情報収集しながら対応していきたいなというふうに考えているところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。いろいろ情報化時代ですから、よその好例、いい例、成功例、もちろん我が町に合わない事例も、事例といえますか、余り効果のない事例もあると思います。私も見ててもそんな感じもします。

そこで、先ほど町長のほうから話ありました。我が町は、立地条件、交通インフラの話もありました。立地条件、気象だとか、仙台に、100万都市に近いとかいろんな意味で立地条件がいいにもかかわらず、残念ながら25年間での人口減少率が非常に大きいということで過疎指定になってしまった。ということで、25年間にそういう条件のいい山元町の立地条件、これを生かし切れてなかったというのが非常に私は感じるところでありますし、逆にそういったよさを掘り起こして山元町の活性化あるいは交流人口の拡大、定住人口の拡大につなげるべきだというふうに思うわけですが、そこで6番目、7番目の質問に入ってまいります。先ほど来、他自治体の成功例というのは具体的には余り話出てこなかったんで、私のほうから3つぐらいに絞ってですね、いろいろ話を、議論を進めたいと思います。

1 点目はですね、おとし産建教育常任委員会でも岩手県の葛巻町というところに訪問してまいりました。これは総理大臣表彰にもなっている事例を、実はまちづくりですね、人口の50倍ぐらいの交流人口を達成しているという、達成したと。今、次のステップになって、次のテーマに取り組んでおられますが、ここで申し上げたいのは、そのときに我々別なテーマで交流人口のほうの産業振興の研修ということで行ったんですが、副産物として、向こうの過疎地住民に対する情報提供あるいは情報収集、情報のインフラ整備に取り組んでいるということで、これが非常に先進的な、例えば議会中継なんかもちろんやっていますし、CATVでやったりということをやったわけですが。

我が町では、昨年、りんごラジオさんが都合により4月からということで、今回は議会、町民の方もかなり期待されておりましたが、残念ながら議会中継のほうも情報入らない。と同時に、町長はりんごラジオで毎月山元だより、「広報やまもと」ですかね、あれの説明を月初めに必ずされてましたよね。あれも非常に皆さん期待されておって、あれによって情報、いわゆる書面を見るというのは、文章を見る、「だより」を見るというのはなかなか限られた方にしかならない。耳で聞くというのは入りやすいと、聞きやすいということで非常に好評だったんですが、あれもなくなってしまったという意味で、私はあれにかわる、今、終わったことを掘り返すつもりはありませんが、あれを継承してやる、あれにかわるものをやるということなんかは、この過疎地対策、あるいは高齢化の個人でお住まいの方もたくさんいますから、そういったことに対するサービスだとかいろんな意味のことも含めて私はやるべきじゃないかという一つの例として挙げたいと思うんですが、これは葛巻町では非常に熱心にやっておられたということで、非常に感心して聞いてきたんですが、いわゆる情報提供をもう一度構築するお考えがないのかどうか。私はこの過疎対策を使ってでもやるべきだと思うんですが、そういう観点からの質問ですが、町長のお考えをお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに、さまざまな形で町民の皆様に情報提供するという中でも、自分の目で活字を追うというふうなことでなくて、画面なりあるいは耳でというふうな、これの必要性、重要性、おっしゃるとおりだというふうには思います。

私もりんごラジオを通じてですね、定期的に情報を提供させてもらったという点では非常にありがたく思っているところでございますが、今の復興創生に取り組む中ですね、いろんなものとの優先順位等もございますのでですね、これについてはこれまでのりんごラジオの功の部分の大いに受けとめる中で対応を検討していきたいなというふうにと考えるところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。葛巻町は、昭和56年、過疎地指定になっているんですね。その後、非常にいろんな努力をされて、非常に優秀な町だと、財政基盤もしっかり。先ほど申し上げましたが、27年度に訪問したときに、これは向こうの議会のほうからる説明いただいて、情報通信基盤の活用で災害に強い安全安心なまちをつくりましたよという、これはるる補足でいただいた資料が非常に私は感心して参考にさせていただいてきたわけですけども。

こういったことで、今、今後考えるというふうなことの回答をいただいたので、私はぜひ、これからますます過疎なってきますと住民とのコミュニケーションというのが大事になってくると思いますので、それプラス安心して住める町ということになりますと、いろいろ定住人口、若者を呼ぶにしたっていろんな意味で一つのポイントにもなる、単なる定住促進に手厚いお金を出す、補助を出すというだけでは、補助を出すのはもちろん必要ですけども、その次の安心して暮らせるというのは環境づくりをするべきだというふうに思うので、ぜひその辺は検討して対策を立てるべきではないかということをお願いして、2つ目の例ということで、次、香川県小豆島の例ということで申し上げます。

東瀬戸内文化圏における小豆島「石」の魅力創造プロジェクトということで、これも非常に総務大臣賞も取っておられる。石の文化というか、あそこは石がとれるということもあって、小豆島に元気を取り戻すためということですが、私はこの事例から、最近復興、震災の後に鉄具の遺跡が非常に見つっている。それから線刻画、横穴墓、合戦原のところね、横穴墓といいますかね、ああいったものを含む、いわゆる歴史の町、かつては山元町は、今でこそ農業の町、農業が非常にやる、農業が悪いというわけじゃありませんが、農業の町になってますが、いつときは工業の町とも言えるぐらいの鉄の生産というのが非常に盛んだった。それはもちろん砂鉄がとれて、木がいっぱいあって木炭、砂鉄をあれする。木炭が、炭が近くでとれるということも含めて、中浜の永窪遺跡なんかは福島県の信夫郡というところから人が出稼ぎに来ていたというぐらいの実績もあるという、これを我が町の鉄の文化遺産ということで取り上げて、交流人口だとか町の再生だとか町のPRとかに使うという、これをもちろん過疎対策としてやるべきじゃないかと、こういうことをね。先ほど申し上げました。町長も言われました、山元町にいろんないいところがあるんだと。ところが、それが全部埋もれちゃってんですね。それをピックアップして町の活力に生かすというためには、過疎に指定されたからこそなおさらこれに力を入れていきたいんだと、これに力をかしてくださいよと国・県に訴えて、何とかこれを活性化に結びつけるということが一つの大きな対策になるのではないかとということでちょっと取り上げてみました。2番目でありましたが、町長の感想をお尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに全国でいろんな取り組みされてる中でですね、それぞれの地域が持つ文化なり資源をこれをしっかりと洗い出す、あるいはまた磨き上げる、ブラッシュアップをしながらですね、観光なり交流人口の確保に向けて取り組んでいるさまざまなケースがございますので、この石の文化の先進事例などもですね、今お聞かせいただきましたので、問題意識を持って今後対応していきたいなというふうに思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。ぜひ検討して実行に移すべきだと。現にNPOで取り組んでいろいろシンポジウムをやったり、やってるところあります。熊本から人が来たり、研究者が来たり、関心を持った方が線刻画のときにも来られてました。そういった意味で、これは一種の財産であります、我が町のね、これを有効に使うということをぜひ検討すべきだろうと。

それで、3点目の事例を申し上げます。島根県浜田市とか山口県美祢市の例でございますけれども、これは大成功しているという、過疎という観点からするとね、これは大成功。というのは、過疎指定になった人口減少とそれから財政基盤、収入増、これ一挙に両方達成してんですね、1つの事業によって。これは何かというと、こういうタイトルで新聞にも出てました。「過疎、高齢化に悩む町長がとった刑務所誘致という秘策」ということで、この中身が詳しく出てますが、町長は多分、刑務所というと、まあ町民もですね、いろいろ別なイメージを持たれる方もおると思うんですが、今は昔と全然刑務所というのは違う。これはメリット・デメリットあると思うんですが、まず刑務所誘致ということからいってこれをどんなふうにお考えか、町長の感想をお尋ねします、まず。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。仙台の刑務所についてもですね、いろいろ移転が取り沙汰されておるわけでございます、一つの事例として私も関心を持っているわけでございますけれども、山元町でこれまでも、震災前ですか、いろいろ例えばいわゆる競輪、競馬の類いといいますか、舟券といいますかですね、そういう類いの誘致なども一部取り沙汰された時期もあろうかというふうに思いますが、いずれにいたしましてもですね、地域の活性化なり収入増につながるというふうな視点、これはどんな分野のものであってもですね、その地域にとって果たす役割、位置づけというものを共有できるのであれば、町民の方々と共有できるのであればですね、そういうものに取り組むのもやぶさかではないんだろうというふうには思います。アイデア部分と最終的には町民の皆様との合意形成の部分です、これを見きわめながら取り組むことが肝要なのかなというふうには受けとめていたところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。刑務所といいますと従来いろんな暗いイメージもあろうと思いますが、今はすっかりもう変わってるんですね。全国で毎年2,000人ぐらいの収容分が不足していると、残念ながらね。大きな重い刑も軽い刑もあろうと思うんです。全国60の自治体が今誘致合戦をしてると、手挙げてるといのが実情だそうです、現在です。ひところは50ぐらいでしたけど、今60ぐらいになっている。

過疎指定のこの2つの条件同時にクリアしてるということで山口県美祢市の例なんかを挙げますと、収容人員1,000人規模の刑務所を誘致したということで、その経済効果どうだったかと。まず人口、受刑者1,000人、職員275名、家族がそれにプラスになりますから総勢3,000人ぐらいの人口が増なると。いわゆる人口増ということは、それを住民にカウントすんだそうですね。国・県の補助金、交付金がおりにくるといということで、単純に言うと3,000人、人口がふえるという、例えばね、実

際はそうだそうです。それから交付税、受刑者、職員、家族分で1億7,500万円、年間ですよ、この美祢市に入ってくる。それから市民税4,400万円、それから刑務所内の費用、公共料金も含むということですが、7億6,500万円、年間。職員の公務員の給与16億5,000万円だそうです、年間ですよ。その他、正確には計算できないかもしれませんが、それによつての周りに対する経済波及効果というのが10億円あると。これらをトータルしますと36億3,700万円ほどの年間収入といたしますか、経済効果が町にとって、市にとってあったという結果が出ている。浜田の場合は2,000人収容だと。調べてみましたら大体この倍ぐらいの収入といたしますか、税収につながってんですね。

これは、いいことに全部国なんですよ。運営体、基本体が国ですから、倒産とか何かない。これは一種の企業誘致に相当する。働く場所の提供もあるし、地元の食材も地元から買いますし、もちろん人の出入りもあるでしょう。いろんな意味の交流人口にもなるし、人が来れば町内でも飲食もあるでしょうし、いろんな経済効果、これが10億円という計算になってんだらうと思うんですが、1,000人規模で10億円。

そして、先ほど町長から話いただきましたが、宮城刑務所が移転の計画が今ある。あそこを移転する。あそこは、今現在、調べましたら1,020人だそうです、収容。ですから、山元町でもいち早く手挙げてやったらどうですかということは今申し上げてんですが、そういうお考えがあるかどうか、再度確認。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、具体の事例として仙台刑務所の誘致の話をご頂戴いたしました。一つのですね、提案でございますが、先ほど申しましたように、町としてそういう類いの施設を誘致することについてですね、やっぱり一定の町民合意、ご理解が得られるのであればですね、そういうものについても取り組むのもやぶさかではなからうかなというふうには思います。

一方で、今、東部の農地の基盤整備もやっていますし、来年からおかげさまで全面的な営農土地利用が展開できるという部分もございますので、そういう部分との前後関係などほかのまだ継続の懸案、課題等もございますので、そういうものの状況なども勘案しながらですね、ご提案いただいたような先進事例あるいは具体の事例等も含めて今後検討をしてみたいなというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。先ほどメリットの話をお申し上げしました。デメリットとしては何か。確かに町長ご心配のとおり、住民の理解が得られるかというのが最大のネックといえますか。当然これはいろいろ話ししながらやっていかなきゃならないだろうし、頭から賛成というのも多分いろいろ問題もあるでしょう。

しかし、これは町としてどういう効果があつて、どういうあれがあるかということもじっくり説明すると同時に、今、刑務所というと暗いイメージがあつて、脱獄だとか何かというイメージが多分あると思うんですが、ほとんど今はこういう問題はありませぬね。仙台でも全く今まで、全国どこにも例ありません。脱獄があるのは、捕まっつてすぐ手錠かけられて、交番とかあるいは警察署でちょっと調べ中にちょっと目離して逃げられたという本当に初歩的な脱獄であつて、本格的に地下トンネル掘つて抜け出したとか殺人を起こして逃げたとかつていうのはほとんど今はもうありませんし、管理システムすっかり整つてますので、そういう例はないわけです。ですから、それは事例を説明してやっていけば、私は十分説明できるし、もちろん地元の雇用もふえるわけですから、

いろんな意味でメリット・デメリット双方で考えて十分理解は得られるのではないかと私は思います。

ところで、今、東部のほうの海岸のほうの東の、東部のほうの話出ましたけど、私はむしろ、町長常々せっかく南インターつくったのに利用者が少ないとおっしゃる。少ないのは少ないという確かに現状。だけど、あそこを利用するような方策も打ち出すべきだと。端的に言うとあの辺に刑務所用地を山間部の中腹につくったらどうですか。間違いなくインターチェンジの利用もふえると思いますよ。例えば具体的に余り言うという問題あるでしょうけど、例えばの話ですよ、何も、東部だけに目が行ってるようですから、東部と言わず、東街道から上のほうだっていいんじゃないかと。むしろ景観のいいところで、そんな雪、山だったってそんな雪も降るわけでもなし、小斎峠近辺あたりであれば、あのインターチェンジの有効活用、利用する人もふえるんじゃないかということをお願いしたいんですが、どうでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど東部を意識したのは、ご案内のとおり農地以外にも非農用地がですね、一定程度ありまして、そこにしかるべき産業、企業誘致もしなくちゃならないというふうな思いがあったもんですから、あえて一つの事例を申し上げさせていただきましたけど、ご案内のとおりインター周辺というのはこれはスマートも含めてですね、我が町にとっては企業誘致のメリットになる部分といいますか、インター類をも含めて一つの方向性でございますので、それら全体としてですね、問題意識を持ちながら今後の展開を進めていかななくちゃならないというふうにお聞かせいただいたところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。昨日の河北新報に「人口流出想定外、際立つ一極集中」ということで、全国では東京が集中、宮城県では仙台市だけで、沿岸関係は全部遅れてる。

刑務所は、宮城、仙台に置かなくても私は何も一向に差し支えない。40分あれば行きます。空港も近い。東京へも3時間あれば行くと、新幹線あるいは車使ってもね。そういった意味では自然環境も含めて山元町は非常に立地条件がいいと思います。県にも言えると思いますね、仙台のこの一極集中を改めるべきだと、過疎指定になったからこそ仙台からこっちに持ってくるべきだと。先ほど話出てました。ピンチをチャンスにという話もありました。これを訴えて山元町に持ってきて、安定した基盤財政をつくると。もちろんこれが全てではありません。それをもとに次の手は子育て支援充実とか社会福祉の充実とか雇用の拡大とかやるべきだと。

申し遅れましたけど、刑務所が来ることによって企業進出した例というのがここにあるんです。なぜか、町長ご存じですか。感じとしては何でだと思いませんか。時間もなくなりますから、じゃ私が。これは、刑務所には、仙台なんかは家具をつくってんですね。そういうメーカーが来て、いわゆる下請ですが、加工場を出す、そのために工場進出してくる、した例が二、三例あるそうです。そういったことも含めていろんな展開につながってきますので、ぜひこれを検討すべきだということを申し上げたいと思います。

そこで、最後にもう一度町長のお考えを確認して、私の質問を終わりたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに堅実といいますか、着実といいますかですね、そういうまちづくりもこれも大事でございますけれども、一方では議員ご指摘のような仙台一極集中を見据えた県土の均衡ある発展、その一翼を担う中でですね、場合によっては大胆な発想で物事に取り組むというふうなことも非常に大切な視点でございますのでですね、

きょうお聞かせいただいた職員ともどもですね、その発想を大事にして今後取り組まさせていただきますというふうに思います。（「終わります」の声あり）

議長（阿部 均君）1番岩佐哲也君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時30分といたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

6番岩佐秀一君の質問を許します。岩佐秀一君、登壇願います。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。6番岩佐秀一です。ただいまから平成29年度第2回山元町議会定例会の一般質問をいたします。

大綱1、細目4件の質問をいたします。

東日本大震災から6年3カ月が過ぎ、交通インフラの整備も進み、我が町は災害復興計画の発展期2年目を迎え、本庁舎を除き各種施設が順調に進んでおり、復興公営住宅整備が完了し、復興は住まいの再建から整備をにぎわいのある再生へと軸足を移しつつありますと町長の説明がありました。その象徴といたしまして、企業の立地や操業再開の動向について、着実に成果を上げ、町内各地で新たな動き、顕著に出ております。新市街地外でも一部農業機具販売の事業者や、また新工場の操業など雇用の創出と地域経済の活性化、若者の定住促進、企業誘致に全力で取り組んでまいりますと報告がありました。

しかし、現状を見ますと、山元町は過疎指定を県内で七ヶ宿、丸森に次いで3番目に指定されました。また、きのうの新聞では、先ほど哲也議員が言ったとおり、2010年の国勢調査に基づいた15年の人口推移と国勢調査の結果、推計1万3,004人に対し結果は1万2,315人、689人（5.3パーセント）減という結果が出ております。これは東日本大震災発生が原因もあるかと思われませんが、下落率の乖離については報道があり、人口減少を緩和するため、地域の着実な情勢を判断した少子化対策が重要と指摘がありました。震災により町外に流出した若い人が想定ほど戻ってこなかったことも一因あると思われ、これが少子高齢化率が高くなったことと、そのことによって本町の空き家増加の原因と思われる一節もあると思います。

それで、一般質問させていただきます中で大綱1の空き家対策についてでございます。

1つ目は、山元町の空き家の現状をどのように捉えているか。

2つ目は、空き家利用の方策について、次のことを具体的に検討する考えはないか。

アといたしまして、空き家の情報提供（空き家バンクの設置）。

イといたしまして、空き家入居希望者に対する支援策（家賃・改造費の一部補助）。

3つ目といたしまして、空き家をふやさないための対策として、次のことを実施する考えはないか。解体費を補助する制度の設置です。

4つ目といたしまして、著しく老化が進んだ危険建物と特定できる空き家などの対処をどのように考えているか。

以上の件について質問いたしますので、ご回答をお伺いします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐秀一議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、空き家対策についての1点目、本町の空き家の現状についてですが、空き家対策特別措置法の施行に伴い、本町におきましても昨年度に町内全域の空き家状況の調査を実施しております。結果といたしましては、外観からの調査ではありますが、居住その他の使用がされていないことが常態である空き家候補が195棟あり、そのうち192棟については、一部修繕が必要な建物もありますが、基本的に再利用が可能であると考えられる建物、残りの3棟については、周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切な状態である、いわゆる特定空き家候補の建物となっております。

町といたしましては、今年度空き家候補195棟の所有者に対し、空き家となったきっかけ、現在の管理状況、賃貸や売買の意向等について調査を行い、空き家等の適正管理に対する意識を高めてもらうとともに、転入者に対する本町への移住・定住先としての活用、地域資源としての有効活用を含め検討してまいります。

次に、2点目、空き家再利用の方策のうち空き家の情報提供についてですが、本町では平成20年度から空き家等活用情報提供事業を実施しており、空き家等所有者からの申請に基づき町のホームページに情報を掲載し、利用希望者に対し情報を提供しております。これまでの実績は9件ですが、今年度実施する意向調査の結果を踏まえ、今後も活用する意向がある物件について情報を随時追加し、広く情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、空き家入居希望者に対する支援策についてですが、定住促進事業において住宅取得奨励事業、民間賃貸住宅家賃助成事業、住宅リフォーム支援事業を実施しており、要件に該当する定住希望者が空き家に入居する場合も利用可能な制度となっております。本事業については平成30年度までの時限措置となっていることから、その後のあり方については今後検討してまいります。

次に、3点目、解体費用を補助する制度設置についてですが、現在のところ解体費用に対する補助は行っておりませんが、空き家対策計画の策定とあわせ検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在、町が進めている東部地区における土地利用計画の中で国庫補助金を活用した建物の解体を推進してきたところですが、残念ながら残存し空き家となっている建物もありますので、引き続き問題意識を持って取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目、著しく老朽化が進んだ危険建物と特定できる空き家などの対処についてですが、これまでも特定の案件については行政区長等と連携し一定程度町としても対応してきたところですが、残念ながら具体的な進展がありませんでした。今後は、今年度を実施する意向確認を踏まえ、来年度に空き家等対策計画を策定する予定としておりますが、特定空き家については空き家対策特別措置法により行政代執行が可能であることから、計画に基づいて所有者に対する指導や勧告、命令等の必要な措置の実施を進めてまいります。以上でございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。それではですね、再質問させていただきます。

まず、この空き家の状況でございますが、なぜ空き家というのは減らないのかといいますと、大変、私有財産でありますので、問題ありまして、大変難しいと思いますけども、端的に言いますとですね、まず住んでいなくても建物を建てていれば税制面上で安いと。解体いたしまして、それが宅地で放置した場合は税制面で高くなるから放置して

いる原因もあるんじゃないかと、その辺はどのようになるか。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。住宅用地の課税につきましては、住宅用地の特例ということが地方税法のほうで認められておまして、200平米までの住宅用地ですと6分の1の軽減、あとは200平米を超える部分で住宅の床面積の10倍を限度としまして3分の1の軽減が図られる仕組みになっております。その関係で、上物である住宅がなくなりますと通常の宅地の課税ということになります。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。したがいましてですね、この空き家の認定とか何か制度上あると思いますけども、それをすることによって特例みたいので何年間とか税制減免とかですね、そういう施策をPRすることによって若干減らせるような対策はないかどうかお伺いします。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。税の優遇としましてはそういった仕組みがございませんので、住宅が、建物がなくなった時点でやはり一般的には宅地の通常の課税になるものとなります。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。今後ですね、今後、町内を一望しまして、町内を歩くと確実にですね、この空き家というのはふえる一方だと思えますよ。したがいまして、前向きに取り組んでですね、いろんな事例がないと思いますけども、ある程度そういうふうなことを制度上つくりましてアピールすることによってですね、古いうちが解体される、そして更地になれば宅地に再利用できる可能性が多いわけですね。今の現状でいきますとその古い建物だけが残って、環境から安全から防火上からいろんな問題でハレーションが起こってますですね。そういうふうなのを総合的に判断して、そういう制度をつくるような考えはないか、町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに資源の有効活用というふうな点から見ますと一考を要するんじゃないのかなというふうには思いますが、前段確認いただいた税法上の取り扱いなりですね、町で何がしかの支援策を講ずる中で促進効果が期待できるのかどうかですね。あるいはまた、残念ながら町の人口が減っている、世帯が減っているというふうな状況の中で、少しずつ町に戻られる方あるいは新たに転入される方もおりますので、既存の定住促進策なども活用する中でですね、今後どの程度そういう再利用が可能なのかですね、いろんな面から検討をしていかなくちやないのかなというふうには思うところでございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。じゃ次のほうから方策をちょっとお聞きしたいと思えます。

昨年度ですね、調査で空き家候補が195棟と回答がありました。うち3棟は特定空き家候補の建物と回答がありましたですね。この特定空き家の基準みたいのは何かあるのかどうかお伺いします。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのご質問でございますけども、特定空き家につきましては、今回、空き家の調査について業務委託をしてるわけですが、国土交通省で出しております外観目視による住宅の不良度判定の手引に基づいて調査を行っております。さまざまな項目がございますけども、こちら点数制になっておまして、今回採用したのものについて、点数が100点を超えるものを特定空き家といたしておまして、昨年度、町内で調査した結果、100点以上の家屋が3棟あったという結果になっております。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。私もちょっと余り詳しくはわかんないんですけども、空き家対

策特別措置法についての解説の中でですね、特別措置法ですので、条文は5つありますということで1から5までありまして、地域住民の生命、身体、財産を保護する、危ないところは解体してもいいよというふうな解釈なんですけども、2つ目は生活環境の保全を図る、3つ目は空き家等の活用を促進する、4つ目は空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する、5つ目は公共の福祉の増進、地域の振興に寄与する、これらが上げられてるわけなんです。したがって、空き家というのはその解釈によってですね、今、点数と言ってますけども、我々町民からすると点数のつけ方もわからないので、こういう文章を見ますと、道路の近く歩いて突風が吹いたら物が落ちてくるんでねえとか解釈するんだとか、危ないなと思ったのが特定じゃないということなんですよね、今の回答であります。したがって、その辺の明確なですね、こういう建物は、当町内、これ見ますと、これらをもとに市町村が施策するのであるというから、ある程度市町村にもその判断の基準があるのかどうか、回答をお願いします。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまの特定空き家についてですが、今、岩佐議員おっしゃったとおり、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態ですとか今おっしゃったとおりなんですけども、そちらのほうを得点化しておりまして、ちょっと細かくなりますけども、まず構造上の部分であるとか、それから防災上の構造の程度ですとか電気設備、排水設備等細かく採点方法が分かれておりまして、こちらを採用いたしております。今申し上げた防災上ですとか衛生上ですとかそういったことも基準として判定いたしております。町独自の判定方法については特に入れてございまして、先ほど申し上げました国土交通省のほうから出されている手引に基づいて町内を一定の条件で判断しておりますので、お答え申し上げます。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。昨年度の調査でですね、195棟のうち3棟は特定空き家候補となっているという回答ありましたので、この特定空き家、大変危険な空き家だと思わんですけども、地区、場所というと余り、問題があると思うので、大体地区で3棟どの辺になってるか回答をお願いします。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねの3件ですけども、花釜に1件、高瀬地区に1件、真庭地区に1件となっております。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。実はですね、今の3カ所、わかりました。3カ所ね、大体。しかしですね、私が町歩いでる中で、通学路ですよ、子供たちが歩く中、そんな中でやはりうちが傾いて、もう道路に出るような、強風があったら本当にドアが吹っ飛ばうようなうちがあるわけですよ。こういうのも入ってないという、あと相談にお伺いしますけども、うちが見受けられるわけですよ。その辺も特定と判断されてないのはちょっと理解に苦しむような建物があるんですけども、その辺はどう考えているか。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。先ほどの回答と重複いたしますけども、一定の条件で判断した結果、そちらの部分については100点未満であったということになってございます。先ほど町長のほうからも回答申し上げましたけども、特定の案件について行政区長さんなどと連絡とっていろいろやってきた部分もありますけども、現在のところ具体的な進展がないという状況になっておりますが、今後とも町として一定程度対応はしていきたいと考えてございます。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。今、回答ございましたとおり、行政区長がですね、なかなか大変だと思いますけども、やはり地域住民のですね、安全とか安心を守るためにですね、

再度、こまめにですね、年に3棟だけじゃなくですね、1カ月に一遍さつと見て、皆回れというんじゃない、大体予備軍があると思うんですよ、特定になってない予備軍、これとこれは危ないな。そういうふうなのをですね、ぜひ行政区長と相談しつつ特定にできるだけ近くにして、早く行政指導でですね、住民の安全安心をですね、守る施策をお願いしたいと思います。したがいましてですね、行政区長との連絡を密にしていればと思います。

次にですね、今後のですね、今、回答、空き家の状況の中で195という回答ございましたけども、例えばですね、これは候補なんですよね、空き家候補。この空き家候補の基準、ちょっとお伺いしたい。単純に言えば、あいている、使っていないのが空き家なのか。早く言えば、高齢者で1人世帯とか2人世帯で、大分、次の空き家になるんじゃないかというふうな、こういうふうなものの中に想定、195の中に想定されているのかどうかお伺いします。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。今回の空き家の抽出方法だったんですけども、まず第1段階で行政区長さんのほうに照会をかけております。そちらの行政区から上がってきた空き家と思われる物件とあわせて水道の閉栓状況を突合させておまして、その段階で出てきたのが大体300件でございました。その後ですね、こちら委託調査をお願いしてるんですけども、それぞれこの300件について実際にその現場に行っていて、生活のサインですね、生活していると思われる例えば洗濯物ですとかカーテンですとか、あと郵便受けですとか、あと電気メーターとかの生活の気配的なものを判断いたしておまして、空き家と思われるものが195件でございました。

ただし、こちら日中に調査いたしておりますので、本年度、こちらの195件の対象の方については、先ほど回答申し上げてるところで重複して恐縮なんですけども、今回この部分が果たして空き家なのかどうか、空き家であれば、空き家になってしまったきっかけですとか今後の利活用についてアンケート調査をしたいと考えておりますので、これによって本当に空き家であるかどうか特定できると考えてございます。

以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。今、課長からですね、調査の結果、はっきりしないんですけども、水道関係の使用状況によって300という数字が出ておりますですね。まず候補に195、50パーセント近くふえてる300という数字が出てるということは、山元町の世帯数が約4,500、新住宅地に新しく家建ててんのが1,000軒ぐらいあると思います。そうすると350世帯、あと町営アパートとかいろんなのも入ってますからですね、単純に独立した建物が3,000世帯、仮にあったとすると。しかし、そのうちの300世帯が空き家候補ということになりますと1割近い空き家率になってしまいますですね。と同時に、今、高齢者の方でどうしたらいいかというふうな人も結構見受けられるわけですね。したがいまして、ある程度ですね、この空き家と空き家となる一歩手前の調査とかをやりましてですね、ぜひですね、この空き家といたしても有効資源でするのでですね、活用を図ってですね、ぜひ若い世帯ばかりじゃなくですね、町営住宅の活用とかも考えつつですね、有効に活用することを町民課に期待したいと思います。

次にですね、空き家の利用について……。

議長（阿部均君）回答はいいんですね。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。いいんです。つきまして、空き家の利用方策について具体的に

検討する考えはないかのアのうちですね、空き家情報、空き家バンク等の設置なんですけども、この件についてお伺いいたします。

実はですね、この空き家バンク、空き家バンクでない、この空き家情報というのを実は調べました、私も余り詳しくなかったもので。ところが、町のホームページの掲載には、情報を確かに提供したというんです。回答もございました、この情報提供は9件ほどの実績があったということですね。しかし町の空き家ホームページを見たところ、現在空き家の登録はありませんということになってました、そのホームページの中で2013年12月10日現在。だから、今2017年ですので、単純に言えば4年近く更新が、登録がないということは、やはりですね、これに対してもっとこういうふうなあるという、空き家になるのはお年寄りの方がメインになると思うんですよ。したがってホームページとかなんとかの活用とかわからないので、やっぱり行政区長とかを通してですね、もっとアピールする必要があるんじゃないかということで、その辺の検討はないかどうかお聞きします。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。まず、ただいまのご質問の前に、先ほどの空き家の件数の関係だったんですけども、最初300件と申し上げたのは行政区から上がってきた部分と水道の閉栓状況のマッチングで300で、実際に調査した結果、候補と思われるものは195件となっておりますので、住宅の割合からいくと4.1パーセントという結果でしたので、ちょっとここで申し添えさせていただきます。

ただいまの空き家の活用等の情報提供事業の関係だったんですけども、こちらについて今議員からご指摘あったところなんですけども、確かに住宅の部分についてはこの要綱始まってから9件しか掲載がなかったということなんですけども、今言われた2014年が最後だったということで、住宅については各種業者さん通してる部分は掲載いたしておりますので、その理由から掲載が少ないものと考えてございます。土地のほうについては現在約60件ほどの登録があります。

今ご提案いただきました高齢者の方については確かにホームページ等とか活用しづらい面があるというご指摘もございましたので、今回のアンケート調査の中にこういった町の情報提供に登録を希望するかどうかという欄も盛り込む予定でございますので、あと先ほどご提案いただいた、高齢者の方が所有してる部分が空き家になるのではないかとという可能性もございますので、ちょっと年齢の部分についても、所有者の年齢の部分についても把握するようなアンケート内容として実施してまいりたいと思います。

以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。わかりました。ぜひですね、高齢者の方にですね、血の通ったですね、説明をすることによってですね、気軽にやっぱり相談とかですね、できる施策を期待したいと思います。

次にですね、空き家入居希望者に対する支援、家賃、改造費の一部なんですけども、この件でですね、回答がございました、いろんな面でですね。しかし、定住促進事業がメインになると思うんですよね、この支援というの、割と。その中で、定住促進といいますとどうしても出てくるのが新婚世帯とか子育て世帯とか、よそから入ってきた転入、新規転入ですね、しかも町内に就労という条件がありますので、なかなか。ふえてるのは確かにふえてるんですけども、もっとですね、ストレートに利用できる支援策ですね、この辺の検討はないかお伺いしたんですが。結局、これ以外ですね、一般的な人なん

ですよね、結局よそから来ば誰でもいい。簡単わかりやすいのではないのでしょうかと思ひまして、お伺ひします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。なかなか効果的な形でというのはですね、もう少し全国の先進事例なども加味しながらですね、再検討をしないとですね、ちょっとこの場で明確なお答えをしかねますので、もう少し研究、検討ですね、させていただければなというふうに思ひます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。なぜかといいますとですね、今、高齢化社会と言ってる中で、山元町をざっくばらんにぱっと見ますと、空き家というのは、悪いげんとも山間部ですね、結構あいてるんですよ。農地もあいてると。そういうところに定年になった人がですね、早く言えばその家を借りて、さっとした家庭菜園とかやってですね、人口、交流人口とか人口をふやすというふうな施策ね、そうすることによってその高齢者の子供家庭が町内に来て、町内でそのつくった作物を食べるようなね、そういう施策に対する支援をできないかということなんですよ。どうしてもですね、この定住促進を見ますとどうしても今の言った3点セットみたいな感じも受けられるのでですね、その辺のことでお伺ひしたいと思ひますが、その辺はないでしょうか。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。新婚・子育て世代に手厚くしているということは事実でございますけども、例えばリタイアされた方が町内の中古住宅を購入した場合には、こちらについては最高で新規転入だった場合ですと60万円とか補助が出るようになっております。さらに新婚・子育て世代で中古住宅をお買い上げいただいた場合には最高で100万円なんですけども、このほかに新婚・子育て世代であればリフォームの補助も受けられますので、住宅のリフォーム補助については最高60万円となっておりますので、年代にかかわらず中古住宅購入等に対しては補助を出しているような状況となっております。また、必ずしも転入じゃなくてもですね、町内に家を建てて条件合う場合には定住補助に該当いたしますので、必ずしもよそから入ってくる方だけを対象にしているわけではございませんので、ちょっとこの場をおかりしてご案内させていただきたいと思ひます。

あとですね、今回調査しました物件についてはですね、現在あの、昨年お試し移住の仕組みづくりを構築いたしておりますので、今度アンケート調査もいたしますけども、山元町への移住・定住先としての活用ですとか、また地域資源としての有効活用も含めまして検討してまいりたいと思ひます。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。内容は充分説明受けたので理解できたんですけども、この事業はですね、時限立法で平成30年までという解釈、理解してたんですけども、30年ですと、今29年ですので、あと1年で終わるということなんですよ。んだよね。そうすると、これからやろうとしたってもう計画的には実行しないとこの事業に参加できないわけだ、利用できないわけですよ。だから、こういうふうなものも今後もある程度継続するような検討はないのかどうか、町長にお伺ひします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。時限措置ということでございますので、これまでの事業実績、事業効果等を検証しながらですね、あるいは町の置かれている状況も加味して、これを継続すべきか否かというふうなものはできるだけ早目にですね、検討を進めていく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。ぜひですね、この空き家を減らすためにもですね、継続できる

ように希望したいと思います。

次にですね、3つ目のなんですけれども、空き家をふやさないための対策といたしまして、解体費用を補助する制度ですね、この設置。なぜかといいますと、ご存じのようにですね、今うち1軒解体するのに300から400万、下手すると大きいうちですと5、600万がざらにかかるわけですよ。したがって、震災のときは、震災関係のは国の震災のお金で、復興予算で解体しましたですよ。しかしですね、現在残っている建物でやっぱり解体するとき、空き家を減らすためにもですね、ぜひ町の補助等の検討はできないかどうか、解体促進を図るためにもですね、検討していただけるかどうか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本にご案内のとおり私有財産の保全というふうなことでございますので、その辺を基本とした場合ですね、町として先ほどご紹介していただきました国のほうの5つの基本的な空き家対策に取り組む視点、観点ですね、この辺との整合を図る上で、どこまで町が関与すべきなのかですね、その辺を十分検討してまいりたいなというふうに思います。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。年々高齢化に伴って空き家がふえていくのは確実だと思うんですよ。したがって、それをふやさないためにもですね、一挙にはできないと思いますけれども、やはりですね、血の通った対応みたいですね、できるだけ未然に防ぐとかいろんな施策ですね、制度的にですね、補助金を設けるなりしないと、結局、先ほども言ったとおりですね、防犯、それから防火、この辺の対策を考えますと、ぜひですね、ただ空き家じゃなくですね、安全安心を守る、町民のためにもですね、ぜひ必要な施策だと思いますので、ぜひご検討願いたいと思います。これは回答結構です。

最後にですね、4つ目として、著しく老化が進んだ危険建物と特定できる空き家の対処方法、先ほどもご回答あったんですけども、特定空き家ですね、これをですね、ぜひもう一度ですね、もう一度、一番その状況をわかっている行政区長さん等とかですね、連携いたしまして、もう一回マップみたいのをつくりまして、これは私有財産ですからオープンにできないと思いますけれども、誰が見てもですね、理解してもらえる、特定空き家だというふうなですね、そういうふうな基準ですか、基準というか、そういうものをつくっていただいてですね、一挙にはなかなかできないと思いますけれども、所有者にですね、それによって単純に言えば強風でその所有者の建物から飛来物があつてけがした場合はあなたの責任になるよとかいろんなものを、制度を勉強いたしましてですね、所有者にその解体、建物の解体の指導やですね、勧告がですね、できるような制度を設けられるかどうか、ちょっと難しいと思いますけれども、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど一番最初の回答で申し上げましたとおりですね、今のお尋ねの部分については今の法体系の中ではちょっと困難であろうというふうに思っていますので、やはりこの措置法に基づいて一定の評価なり要件を満たした中で最終的には行政が本人にかかわって代執行するというふうなこと以外にないんじゃないかなというふうに思います。先ほどの質問とちょっと前後した回答になりますが、法的に特定空き家については代執行が可能であることからというふうな考え方からしますとですね、その費用は、町がかかった費用は本人に請求する仕組みになりますのでですね、この種のやつに支援してというのはなかなかちょっと、前後関係を考えると先ほどのご質問については代執行との関係で難しいと言わざるを得ないというふうな部分がございます。

いずれにしても、早く皆さんが心配してらっしゃる状況を解決するためにはですね、行政代執行が一番近道なのかなというふうには思いますが、そういう対応がとられる前に地元の区長さんとも連携しながらですね、必要な対応をしまいいりたいというふうに思います。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。先ほども言ったとおりですね、特定空き家というのは195件のうち3件しか特定空き家と判断されてないわけですよ。しかし、現状はどうかといいますと、町内を巡回した中で特定空き家に指定されてない建物が、第三者、町民が見ても誰でも危険だ、云々だ、危ないというふうに判断してるわけですよ。そういう建物があるというのを理解していただきたいと思います。したがって、今も言ったとおり、誰が見ても危険だ、ああ危ないという建物が特定空き家になっていないため、行政指導または代執行ができないということで放置されるわけですよ、結局私有財産ですからね。その辺の住民と所有者、町との乖離が余りにもあってトラブルが発生する可能性が、事故があればなるわけですよ、結果的に。したがって、そういう不幸なことがないためにもですね、ぜひ、再度なんですけども、行政区長さん等とか巡回していただいてですね、町と、所有者にですね、できるだけ対処するよう、ぜひやっていたくよう期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（阿部 均君）6番岩佐秀一君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は3時25分といたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

3番竹内和彦君の質問を許します。竹内和彦君、登壇願います。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、平成29年第2回山元町議会定例会において一般質問をいたします。

質問は、大綱2件、詳細6件であります。

まず最初、1件目ですが、人口減少対策にということであります。

今や人口減少問題は日本全体の大きな問題となっており、あわせて少子高齢化社会という大きな流れの中にあります。我が町ではこのたび人口減少により仙南地区で3番目の過疎地域に指定されました。数年前から人口減少問題対策本部を設置し、さまざまな施策を掲げ実施してまいりました。しかし、これはすぐに結果が出るというものでもありません。今後ともあらゆる施策を長期的に取り組んでいく必要があるというふうに思います。

その人口減少対策の一つに日本創生会議が提唱した日本版CCRC構想があります。これは都市部の元気な高齢者の地方移住という考え方です。これについて質問してまいりたいと。

詳細4件、この日本版CCRC構想について、全国で現在202の自治体が推進を表明しておりますが、我が町ではこの構想についての取り組みは検討されたのかどうか。

（2）であります。今後、我が町でもこの構想について取り組む考えはないのかどうか。

(3) であります。移住した高齢者が地方で積極的に就労や社会活動することにより地方の活性化にも資するものではないか。

それから、(4) 番、この構想の推進に当たっては、増加傾向にある空き家や空き公共施設など地域資源を活用することにより地域の課題解決に取り組む考えはないか。

それから、大綱2件目であります。

交通安全対策についてということで、これの前段の町内……。大変申しわけないんですが、1つ訂正があります。最初の文面の冒頭の「町内の昨年度の交通事故発生総数」というところの「昨年度」のところが「ことし」であります、「ことしの交通事故発生総数」と。「昨年度」のところを「ことし」というふうに訂正をお願いします。大変失礼いたしました。

町内のことしの、正確には1月1日から4月30日まででありますけど、交通事故発生総数は109件と。全体的には前年度より減少傾向にあるものの、一部地域には件数がふえてる箇所、交差点などがあります。以下のことについてお尋ねいたします。

(1) 事故発生件数が異常に多い箇所がある。町ではどのように把握し、対応しているのか。

(2) 点目です。特に事故が多く発生する箇所の安全対策は早急に行うべきと思いますが、その考えは。

ということで、大綱2件、詳細4件の質問、よろしくをお願いします。

議長(阿部 均君) 町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長(齋藤俊夫君) はい、議長。竹内和彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、人口減少対策についての1点目、日本版CCRC構想についての状況について及び2点目、今後の取り組みについて、関連がございますので一括してご回答申し上げます。

まず、日本版CCRC構想につきましては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方創生の一環として日本版CCRC構想有識者会議等において調査研究され、日本創生会議等においても提唱されているものと認識しております。

この構想の概要は、東京圏を初めとする大都市の高齢者が希望に応じ地方などに移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療、介護を受けることができるような地域づくりを目指すものとされ、その意義として、主に高齢者の希望の実現、地方への人の流れの推進、東京圏の高齢化問題への対応などが上げられております。

現在、本町といたしましては、人口減少対策及び少子高齢化対策は町の最重要課題と位置づけ、特に「子育てするなら山元町」の実現に向け、出会い、結婚から定住まで子育て世代の方々のライフステージに沿った切れ目のない支援策を講じるべく、既存事業の拡充や新たな子育て支援事業の実施など総合的かつ継続的な子育て定住環境の向上に向け積極的に取り組んでおります。また、高齢者の方々との協働を目指し、町内にお住まいの元気な高齢者の方々のお力をおかりするべくシルバー人材センターが設立され、現在安定的な運営に向けて鋭意努力しているところと伺っております。

このような状況でありますことから、首都圏などから高齢者の移住を推進する当該構想についてはまだ具体的な取り組みや検討には至っておりませんが、先行事例などを参考に、本町の参考となる取り組みがあれば、人口減少対策の一つの手法として可能性を

検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、移住した高齢者による地方の活性化への貢献についてですが、国が示す日本版CCRC構想関連資料によれば、元気な高齢者がみずからの希望に応じて地方に移住し、そこで役割や生きがいを持って健康寿命を延ばし、できる限り長く活躍できるコミュニティが実現されれば、地方における人口減少問題の改善、地域の消費需要の喚起や雇用の維持、創出、多世代との協働を通じた地域の活性化といった効果が期待できるとの見解が示されております。このことから、地方活性化に一定の効果が期待できるものと考えられますが、前提となる医療・介護事業者等の人材の確保や環境整備といったハードルをクリアする必要もありますので、先行自治体の取り組みや研究成果を学びながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目、構想の推進に当たっての空き家等の活用についてですが、これにつきましても当該構想を推進するための一定の環境整備をクリアするための一つの手法であろうと考えられ、先行自治体の取り組みや研究成果を注視していく必要があるものと考えておりますが、高齢者に限らず、転入者に対する本町への移住・定住先としての活用も含め、地域資源の有効活用という視点での検討にも生かしてまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、交通安全対策についての1点目、事故発生件数が異常に多い箇所があるが、町ではどのように把握し対応しているのかについてですが、町では日ごろから亘理警察署等の関係機関との情報共有や行政区長からの要望書等により、交通事故が多く発生するまたは懸念される箇所等の把握に努めているところであります。把握した箇所については、現地を確認した上で必要な対策を講ずることとしており、町で設置可能なガードレールやカーブミラー等の交通安全施設については毎年度予算を確保しながら必要な箇所に設置するとともに、県や公安委員会が管理設置する施設につきましても、その都度、要望を行いながら対応いただいている状況にあります。

次に、2点目、特に事故が多く発生する箇所の安全対策は早急に行うべきについてですが、交通事故の発生が多い箇所として、一般的に交差点、見通しの悪い道路、速度の出しやすい道路などが上げられ、中でも特に多いのは交差点であります。事故の要因としては、道路構造上の問題や、交差点に差しかかると運転手の視認項目がふえ、その確認によって注意力が散漫になり、見落としがあると事故を起こしてしまいます。

本町における主な人身事故発生箇所といたしましては、魚やたけだ前交差点、雁田橋東側交差点、これは町道山下花釜線とイチゴ街道が交差するポイントでございますが、それから坂元大橋北側交差点であり、中でも坂元新市街地北西側にある二級河川坂元川にかかる坂元橋、通称大橋付近の県道角田山元線と町道合戦原下郷線の交差点については、町道からの取り付け部が県道に対して急勾配で取り付けられていることから、運転手は上空を見上げるような運転となり、県道を通過する自動車を確認するため前に出過ぎ、出会い頭に衝突する事故が発生しておりました。

このような状況から、当該箇所での事故防止を図るため、先般、地元区長、亘理警察署、県道管理者及び町が合同で現地立ち会いを行い、対応策を検討した結果、町道の取り付け部に水平区間を設ける改良を実施し、町道から県道に進入する際の視認性の向上を図るとともに、横断歩道の設置と道路照明灯を設置し、歩行者の安全性の向上も図る対策を講ずることが確認されたところであります。

なお、取りつけ道路の改良と道路照明灯の設置は県が実施し、横断歩道の設置は互理警察署、公安委員会でございますが、実施する予定としておりますが、その実施時期は今年度中もしくは来年度早々の着手と伺っておりますので、まずは町民一人一人が交通ルールとマナーを守り、安全運転に努めていただきますよう引き続き交通安全啓発活動にも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

3 番（竹内和彦君）はい、議長。それでは再質問してまいりたいと思います。

まず人口減少対策についてということで、大変、日本版 C C R C 構想ということで、都市部の元気な高齢者の地方移住促進という考え方でございますが、先般ですね、内閣府の調査に東京都在住者の今後の移住に関する意向調査というものがあります。それによると、地方に移住する予定または移住を検討したいと考えている人は、50代男性で50.8パーセント、女性で34.2パーセント、それから60代男性で36.7パーセント、それから60代女性で28.3パーセントという意向調査結果であります。大変興味深い数字だと思います。地方に住みたいと、移住したいという人が首都圏で男性の半分ぐらいがいるというふうなことで、これについて、この調査結果について町長はどう思われますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご案内の東京なり大都市圏の皆様はもともとは地方から向こうのほうに職を求めてですね、移られた方々が多いんだらうというふうに思います。特に50代ではというふうな部分になりますとですね、そういう傾向が特にあるんだらうというふうに思います。これまで一生懸命働かれてですね、第二の人生をもう少しゆったりのんびり地方なり地元なりというふうなことで、女性と比べるとふるさと回帰といえますか、望郷の念といえますか、そういう部分が強いんじゃないかなというふうに思っております。

独身であれば特に問題ないんでしょうけども、たまたまこの女性と男性の関係が、世帯と夫婦というふうなことで考えるとですね、両方の男性と女性の意向が必ずしも一致してない世帯、夫婦もおありのようでございますのでですね、家庭内でその辺の思いを共有していただけると我々地方としても非常に対応しやすくなる部分もあるんじゃないかなと、そんなふうにもこの数字をお聞かせいただいたところでございます。

3 番（竹内和彦君）はい、議長。確かにですね、女性よりは男性のほうがね、移住したい、移住を検討したいと考えている割合が多いみたいであります。

日本の平均寿命は昨年過去最高を更新しました。今後さらにこの寿命が延びていくことが予測されております。定年後、20年、30年、そして40年と長生きするわけです。この定年後の長い高齢期をどこで誰といかに過ごすのかと、自分の本当にやりたいことを実現する生き方が求められていると。これが移住を考えている人たちの大きな理由だと思いますが、町長はその点どういうふうに認識されてますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今の部分はですね、先ほどお答えさせていただいた部分とですね、ちょっとかぶるんじゃないかなというふうに思います。都会で一生懸命働いてきたと、あとは少しめり張りをつけてゆっくりのんびりというふうなですね、第二の人生を地方で自分らしく過ごすと。いわゆる受け身から主体的といえますか、積極的な形で生活をしていく、そのために新たな新天地を地方に求める方の割合が相当程度出てきているんじゃないかなというふうに受けとめるところでございます。

3 番（竹内和彦君）はい、議長。我が町の人口減少対策の定住促進施策というものは、若い世代

を対象にしております。大変この促進施策ということで我が町で力を入れてやっているところではありますが、人口減少対策という意味から言えば、若い人、若い世代だけでなく、幅広く50代、60代の元気な高齢者も呼ぶ込む何らかの施策が必要なのではないかなと、そんなふうに思いますけど、町長はどうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに元気なシルバー層をですね、お迎えして協働のまちづくりの一翼担ってもらおうというのは非常に大切な観点でございますけども、私が常々思っていますのは、本町の場合、年齢の何ですか、3区分ですね、高齢者、生産年齢人口、そして何でしたっけ、幼年人口でしたか、ちょっと明確な言葉がぱっと出てきませんが、いわゆる小さいお子さんから高齢者までをですね、3つに大きく区分したときの割合、これがやっぱりバランスがとれているということが持続的なまちづくりをする上では非常に大切な点であろうというふうに思いますので、ご提案のシルバー層の受け入れという施策も大事にしながらも、町としてはやっぱり当面、人口が仮に横ばいであってもその構成割合をですね、理想的な形に持っていくというのがまずは急務なのかなというふうに考えているところでございます。

議長（阿部 均君）何番と一応申告願います。

3番（竹内和彦君）はい、議長。このバランスのとれた施策ということでありましたが、現在はどうしても若い世代を中心にそういった施策が行われております。こうした50代、60代の高齢者といいますか、高齢期を第二の人生と位置づけして、都市部より地方へ移住し、早い段階から地域社会に溶け込んで積極的に自分のやりたいことをして、就労や社会活動、例えばまだまだ何か勤めたいというのであれば仙台へ勤めるのも通勤圏であると、シルバー人材センターもあると。とにかく社会活動に参加することによって地域のコミュニティーが形成され、そして地域の活性化が図られるのではないかなというふうに思います。

まず、定年後の生活を考えた場合にですね、年金と預貯金を合わせればそこそこの生活ができる。しかし、地方は都市部に比べて日常生活コストが大幅に低いと、首都圏と考えた場合におよそ半分ぐらいだと、そんなデータもありますけれども。とにかく山元町はそういった生活コストが非常に低いということから、地方のほうが豊かな生活が可能ではないかなと、収入が少なくとも生活ができると、いい自然環境の中で人間らしい生活ができると、これが地方の魅力になっていると思いますけれども、その辺、町長の認識はどうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今お話しいただいた部分についてはそのとおりでと思います。ただ、先ほども言ったように、そういう受け入れ施策の充実というふうなことも大切ですが、町としては今置かれた状況を考えたときにはですね、どうしても新婚さんなり子育て世帯ですね、そちらのほうに重点的に取り組むべき時期だろうと。そういう中でバランスのある年代、年齢構成というものをつくり上げていく必要が急務であろうというふうに思いますので、軸足はそちらのほうに置くにしても、ご提案のような部分についても一定程度取り組む必要もあるだろうというふうには思います。

たまたま先般、桜塚地区に2つの福祉施設の整備が決まって来年の春にはオープンということでございますけども、あそこの一方の施設についてはいわゆるケアつきの高齢者向け住宅というふうなことでございますので、そういうところでの受け入れというふうなことを考えれば、一定の環境整備をしていることになるんじゃないのかなというふ

うにも思っています。

最初から間口を広げてというわけにはいきませんが、前段申し上げた軸足は別なほうに置きつつもですね、ご指摘の部分についても一定程度対応しながら、少しでも町の活性化なりお越しいただく方々の生きがいを感じられるですね、そういう受け入れができればなというふうにも思うところでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、今、日本のですね、個人金融資産の3分の2は高齢者が持っているというふうに言われております。これを地方に持ってきていただいて、地方で使ってもらえるような何かを考えられないか。若いうちは都市部で働いて、子育てが終わってある程度余裕ができたところで地方に移住し、そして自分の本当のやりたいことをやって自己実現を果たしていただきたいというふうに思います。このような成功事例をどんどんつくって、よそにどんどん発信していくべきではないのかなと、そんなふうにも思います。成功事例、地方に来てこんな生活をしてるんだと、首都圏の大変息苦しいところから豊かな生活ができてるといえるか、生活費がかからず、そんなにあくせくして働くこともなく自分の好きな生き方ができるというふうな、何かそういうことを成功あればどんどんこれ発信していくべきだなと、そんなふうにも思いますけど、町長はどうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに軸足の問題は別にしてもですね、ご提案のあった対応をし、またそうした事例がですね、町のこの住みやすさ、暮らしやすさというふうな点で内外にアピールできる取り組みになればですね、それはそれで結構な施策の展開になるのではなかろうかなというふうに考えるところでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。こういった成功事例ね、世界の中には50代半ばで早々とリタイアしてね、あとは自分の好きな人生を送るといえる国もあります。

高齢者が地方に来れば、この医療費と福祉費ですかね、社会福祉費が地方の負担になるという考え方もこれあります。それは否定できませんけれども、それよりもたくさん持っている金融資産をいかに地方で使ってもらえるかと、そんなふうなことも考えていくべきではないのかなと。元気な50代、60代を中心に地方でアクティブな積極的な人生を送りたいという人を対象にね、地方移住施策をね、どんどん進めていくべきではないのかなと。先ほどもありましたようにバランスよく、若い世代だけじゃなくて、この50代、60代も地方移住施策をね、積極的にどんどん進めていければいいのかなと、そんなふうにも思います。

このCCRC構想というものは、もともとアメリカで大規模なシニアタウンとして普及しております。これを日本版CCRC構想にしておりますが、我が町でも同じくやる必要はないんだろうと思います。山元独自の山元版のCCRC構想という考え方でね、やっていくべきではないのかなと。町長、どうですか、その辺、山元版CCRC構想。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに一つのですね、切り口、受け皿としての施策の展開というふうなことでは一考を、検討に値する部分かなというふうに思いますし、先ほどお答えしましたように、仮にそういう施策を展開してですね、いい形で内外に情報発信できるということは、それが回り回って、先ほどから申し上げている若い世代にもですね、山元町というのはいろんな施策も取り組んでるし、誰もが本当に住みやすい、暮らしやすいところなんだなと、そちらのほうへの情報発信にもなるんだろうというふうに思いますので、そういうものを期待しながらですね、結果としてバランスのある年齢、年代

の構築に資する取り組みになるんじゃないかなと、そんな思いでお話を受けとめさせていただいたところでございます。

3 番（竹内和彦君）はい、議長。この構想の一番の課題というものは、これからの国の政策支援だというふうに思います。この構想を推進する観点から、現行の補助金や優遇税制、関連制度のほかにさらなる支援策のあり方について検討を進めるというふうにしているので、その辺の国の動向を見ながら検討していくべきというふうに思います。町長、その辺はどうでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来からのご提案の中で、日本版 C C R C 構想というふうなことでございますので、国内としての取り組みまだこれからというふうな部分が多々ございますので、さらに現行の支援、補助制度にさらにですね、支援策を強化していただくというふうなことも期待しながら、地方の一つの自治体としてですね、期待を持って国の取り組みを注視してまいる必要があるのかなというふうに思います。

3 番（竹内和彦君）はい、議長。確かに国のね、支援策によってはね、その辺の進め方も変わってくるだろうというふうに思います。

次に、（４）番目のこの構想の推進に当たっては、空き家、公共施設などの地域資源の活用ということですが、この公共施設、空き家、その辺の地域資源の活用ということについては、今後我が町の空き家は 10 年後、20 年後、相当あいてくると。先ほど同僚議員の質問にもありましたけれども、こういった相当空き家が出るということが予測されますので、これを地域資源として、都市部からの高齢者の地方移住の受け皿として有効活用を図れないかと思いますが、どうですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。空き家につきましては、確かに町内ですね、各行政区、とりわけ高齢者の世帯につきましてはなかなか自分のお子さんが地元に戻ってというふうな状況が少なくなっておりますので、そういう物件をこの施策に当てると、対象にしていくという部分も一方でございますけれども、町としてはもう一方で 3 つの新市街地に整備いたしました復興公営住宅ですね、これについてもいずれそういうふうな状況になるわけでございますので、そちらのほうにも今言ったような視点といいますか、対象といいますか、そういうことで考えていく必要があるだろうというふうにも捉えているところでございます。

3 番（竹内和彦君）はい、議長。今、町長から話ありましたようにですね、今後、公営住宅のあきというものも今後 10 年後、20 年後、その辺も相当予測されるのかなというふうにも思います。これからね、人口減少というのはさらに進むのかなと思いますけれども、こういったことによって空き施設がふえてくる。当然災害公営住宅も将来はね、ふえると。それから保育所については既にもう今回の統合により施設があいてると。そういったことで、人口減少によりいろいろな公共施設のあきがふえてくると予測されます。また、学校の統合と、統廃合ということも将来予測されます。こういったあいた施設を地域資源と捉えてね、都市部からの高齢者の地方移住の受け皿として有効活用はできないのかどうか、その辺をお尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。学校施設の有効活用も含めてですね、これは高齢者といいますか、シニア層の移住・定住の受け皿のみならずですね、企業の誘致なども含めてですね、幅広い形で地域の資源の有効活用をですね、考えていかなくちやないと、そういうふうなこれを受けとめさせてもらいます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。幅広くこの地域資源をね、活用を考えていくということですが、この有効活用については、基本的にはですね、民間活力を取り組んでいくべきなのかなと思います。安い土地があって高齢者の需要があり、国の支援制度を整えば、この3つがそろえば民間は動き出すのではないかというふうに思います。費用対効果ということで採算が見込めるのであれば民間はすぐに動くということにもなります。

それとあわせて、民間とは別に、過疎債、それを使った地域資源の有効活用、サ高住などの施設をつくるなどね、いろんな有効活用、そういったことも考えていけないのかなと思います。安い土地があって高齢者の需要があって国の支援制度を整えば、これはね、民間を中心にいろんな活用がね、できるのではないかなというふうに思います。

今回は、この日本版C C R C構想、高齢者の地方移住というものを議論して、しっかりと認識していただきたいと、そして今後我が町の人口減少の対策の一つとして国の政策支援の動向を見ながらしっかりと検討を重ねていきたいというふうに、重ねていただきたいというふうに思います。ということをお願いして、次の交通安全についてということの再質問をしたいと思います。

交通安全対策ということで、先ほど答弁をいただきました。その中で、大変危険な箇所があると、早急に対策をとるべきだということですね、先ほど対応策いただきました。坂元地区でありますけども、地元の区長、互理警察署、それから県道路管理者及び町が合同で立ち会いを行ったと、そして県道と町道の取り付け部分、大変危険な箇所でありますけども、これの改良を実施すると、それから横断歩道の設置と道路照明灯を設置するということを確認されましたので、私のほうからはこれ以上申し上げることはありません。

そのほかですね、危険箇所の安全対策はないのかどうかお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどお答えさせていただいた個別具体の場所以外にはですね、町として担当課を中心にですね、交通安全対策に努めているところでございます。例えば国道6号関係で申し上げますと、八手庭の交差点、あそこの交差点改良、これは仙台河川国道事務所のほうでことしの3月に工事契約済みでございますので、来年の3月の完成を目指して取り組んでいただいております。あと農協のガソリンスタンド、鷲足の交差点に、震災前に歩道を設置するためにですね、何か分離帯みたいなところがございまして、あれも町民の皆様方からちょっとふぐあいが多いというふうな話も寄せられております。対応遅きに失した感はございますけども、あの辺の交差点の撤去といたしますかね、なども進めてもらおうと。そういう手はずになってございますし、さらに役場から少し高瀬のほうに目を転じていただきますと、セブンイレブンとナルケ自動車さんところの交差点ですね、特に右折レーンがあそこは非常に狭い状況がございまして、あれの拡幅についても河川国道事務所と調整をしているところでございますので、できるだけ今年度内にも着手していただけるようなですね、そんな取り組みを進めていかなくちやないなというふうに思っております。

さらに、県道のほうで言えば、今、避難道路として整備を進めております山下停車場線ですね、あそこがイチゴ街道と交差する部分、あそこについては信号機の設置を予定していただいておりますのでございます。県の交差点改良工事にあわせてですね、設置予定というふうに伺っておりますけども、これがスムーズにやっぱりやるためには用地買収、用地協力が必要でございますので、県のほうと連携しながら一日も早い設

置をしていただけるようにしたいなど。

それから、町道関係でいきますと、ご案内のとおりイチゴ街道、ガス管理設工事しておりますが、あそこはこれまでご説明していたように、工事部分だけじゃなくて、道路全面を舗装の打ちかえをしてもらうと、石油資源のほうにですね。そういう中で、要所要所の交差点部分ですね、あの辺についてもいわゆる交差点があるよという注意喚起するカラー舗装を進めるというふうなことで、一部についてはもう舗装完了しておりますけども、残りの交差点の分についても今後対応してもらうというふうなことなども含めてですね、極力交通安全対策に努めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。以上で私の一般質問を終わります。

議長（阿部 均君）3番竹内和彦君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は4時25分といたします。

午後 4時13分 休憩

午後 4時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

7番菊地康彦君の質問を許します。菊地康彦君、登壇願います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。本日最後の一般質問ということで、平成29年第2回の山元町議会定例会におきまして、私の一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

今回一般質問につきましては、大綱が2つ、それから細目5つということで提出させていただいております。

まず大綱1、町民が安心・安全に暮らすための対策についてということで、2つほどご質問いたします。

（1）番、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策はどのように考えているかということで、近年ですね、大雨による異常気象があつてですね、全国でいろんな災害が発生しております。県内でも昨年、大和町で河川の氾濫だったり広島土砂災害といろいろ本当に記憶に新しいものが多いんですが、昨年、当町におきましても何カ所か土砂災害警戒区域が出されまして、その説明会があつたわけですけども、その後のですね、対策等どのようになっているかお伺いしたいと思います。

それから、2点目ですけれども、震災から6年を経過しまして、津波の災害だったりそういったものの対策等ですね、十分とられているかと思うんですけども、そのほかにもですね、いろんな火災だったり災害ほか、防災の対策も必要になってきてるわけです。

その中で、3つほどご質問いたしますが、まずアとしまして、東部農地で働く方々への避難訓練だったり、それからイチゴハウス等への戸別受信機の設置を行うような考えはあるのかご質問いたします。

それから、イとしまして、震災後、消火栓や防火水槽の位置、数は適正なのか、それからまた案内板等の管理状況は十分かというような内容をご質問いたします。

それから、ウとしましては、大震災の教訓や今後のさまざまな災害を踏まえまして、消防団員の安全対策や身分保障は万全かということでお伺いします。

それから、大綱2、我が町の活性化とスポーツ少年団等の育成についてということで、3点ほど質問いたします。

まず、(1) 我が町の中でも交流人口が期待されています少年の森なんですが、今般です、今後の計画ということで説明はあったわけですが、その新たな取り組みというのはどのようなふうを考えているのかを質問いたします。

それから、(2) 少子化におけるスポーツ少年団への振興策は考えているのかということで、少子化ということで、いろいろ論点、それから視点はそちらに向いてるわけですが、それ同様にですね、我が町のスポーツ少年団の育成といったものも、それから存続、これも大きな問題になってきています。町としてその振興策がですね、どのように考えられているのか質問いたします。

それから、最後にですね、(3) 番目に、団の育成をする母集団への支援は考えられないかということなんですが、スポーツ少年団は指導者もさることながら、お父さん、お母さんの支えがあったりそのバックアップです、成り立ってるわけですが、少子化、団がですね、数名の団もあつたり、今まで1団体で20数名あつたのが10名程度ということで、かなりその運営に支障を来しております。そういった中で、町としてもですね、さまざまな支援はいろんな策等やられていると思うんですけども、それをその親の会等にですね、支援は考えられないかということで質問をさせていただきます。回答のほうよろしくをお願いします。

議長(阿部 均君) 町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長(齋藤俊夫君) はい、議長。それでは、最後のご質問になりますが、菊地康彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、町民が安全・安心に暮らせるための対策についての1点目、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策についてですが、平成13年4月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、県が土砂災害警戒区域等の設定を行うため、これまで土砂災害危険箇所として指定していた町内59カ所のうち平成27年度に町内10カ所の基礎調査が実施され、本町では初めてことし3月に土砂災害警戒区域等が指定されたところであります。

この土砂災害警戒区域等が指定されたことを踏まえまして、町といたしましても町民の安心・安全のため、指定を受けた警戒区域等の所在する行政区においてできるだけ早い時期に説明会等を開催し、当該区域の周知と確認を徹底するとともに、避難場所の調整やそれに基づくハザードマップの素案づくり等を進めてまいりたいと考えております。

なお、町内全ての土砂災害危険箇所の基礎調査が終了する時期は平成31年度と伺っておりますので、今後新たに警戒区域等が指定された際は、その都度同様の取り組みを行ってまいりますとともに、災害発生が懸念される危険箇所を有する行政区長とのふだんからの連携強化や年内配布を進めている戸別受信機を活用した迅速な情報伝達に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、町の防火・防災対策についてのうち東部地区で働く方々への避難訓練やイチゴハウス等への戸別受信機の設置についてですが、本町では津波避難文化の確立を目指し、総合防災訓練時において車による津波避難訓練を実施してまいりました。東部農地で働く方々につきましても、災害時における避難ルートの確認等を行うなど、自分の身は自分で守るための自助意識の向上につなげていただきたいと思いますと考えております。

で、総合防災訓練への積極的な参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、イチゴハウス等への戸別受信機の設置についてですが、施設園芸用ハウスは室内でありますことから、防災行政無線が聞こえない、聞き取りづらい状況になることが想定されますので、今次津波の到達区域に整備されているイチゴハウス等施設園芸用ハウスにつきましては作業時の安全を考慮し、戸別受信機を配布することとしております。

次に、消火栓や防火水槽の位置、数は適正か、また案内板等の管理状況は十分かについてですが、本町には現在消火栓344基、防火水槽91基が設置されておりますとともに、新たに消防水利が必要と判断した場所への新規設置や老朽施設の改廃、移設等を行うなど、消防水利設置基準に基づく整備に向けて取り組んでいるところであります。また、それらの案内板につきましては、さびによる腐食や文字が見えないなどの老朽化が著しいものもありますことから、今年度、消防団のご協力をいただきながら交換作業を実施することとしております。

次に、消防団員の安全対策や身分保障についてですが、消防団員の安全対策につきましては、大震災の教訓を踏まえ、津波災害時の山元町消防団活動安全マニュアルを策定し、避難誘導等活動限界、別な表現しますと活動可能時間、これを設定するとともに、消防団各班に配備している全車両に対し車載用無線機を整備したほか、団員同士の伝達手段としてトランシーバーを整備いたしました。さらに、国の助成金を活用し救命胴衣及び耐切創手袋等を整備したほか、年次計画を立てて老朽化した小型動力ポンプつき軽自積載車の更新を行うなど安全対策の拡充に努めております。

また、消防団員の身分保障につきましては、退職報償金制度や公務災害補償制度が適用されるほか、県市町村非常勤消防団員補償報償組合の福祉共済及び火災共済にも全団員が加入しており、消防団員が万が一死亡した場合または障害を受けた場合等に給付を受けることができる内容となっております。今後も消防団員が安全で安心して消防団活動に従事できるよう鋭意取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。菊地康彦議員のご質問にお答えします。

大綱第2、我が町の活性化とスポーツ少年団等の育成についての1点目、少年の森の新たな取り組みについてですが、深山山麓少年の森は自然景観を兼ね備えたレクリエーション施設として、また地域の方々の憩いの場として平成7年6月に開設されたものです。当施設は、イベント広場や遊歩道、BMXコースなどが整備され、施設内の遊歩道については深山山頂に続く自然観察路に接続していることなどから、町内外から訪れる登山愛好者の立ち寄りスポットでもあります。

しかし、震災による影響に加え、開設から20年以上が経過し、設備の一部が経年により劣化している現状にあるため、安全性の確保を最優先に適宜修繕、更新を進めており、昨年度は貸し出し用自転車の更新を行ったほか、今年度においては敷地南側にある木製遊具の一部を更新する予定としております。新たな取り組みとしては先月の議会全員協議会でお示しした生涯学習関係施設等の取り組みスケジュール案のとおりであります。これまでの利用者数の実績や今後の住民ニーズを踏まえ、財源などを勘案しながら具体的な整備内容を整理してまいりたいと考えております。具体的には、老朽化が進んでいる管理棟や外部トイレの改修を初め安全性に配慮したBMXコースの再生利用、多

くの来場者を想定した駐車場敷地の拡張等について、今後の利用者数の動向や費用対効果等を見きわめながら検討していくこととしております。

次に、2点目、スポーツ少年団への振興策についてですが、スポーツ少年団については、活動を通じての喜びや楽しさを子供と保護者等がお互いに体験、共有するとともに、子供同士が仲間との連帯意識や友情を築きながら豊かな人間性が育まれることを願い、指導者によるボランティア活動を中心に運営が行われているところです。

しかし、スポーツ少年団を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、近年の少子化による児童数の減少や震災に起因する人口の流出等に伴い、休止や廃止、さらには団の統合が行われる事例も増加しており、震災前は7種目16団体、団員287名の登録がありましたが、現在は6種目11団体、団員145名となり、震災前の約半数にまで減少してきております。

地域の皆様に生きがいを感じるスポーツ活動を継続していただくためには、町のスポーツ界の礎とも言えるスポーツ少年団に対する振興策は急務であることから、町といたしましては体育文化センターの修繕や仮設住宅の解消に伴う町民グラウンドの復旧などスポーツ環境の整備を速やかに進めてまいりたいと考えております。また、町として支援できるソフト面での方策については、保護者に対する経済的な負担軽減の観点や指導者が指導しやすい仕組みづくり等を念頭に、関係する方々との情報交換の場を設け、具体的内容を把握し、できるところから順次取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目、母集団への支援についてですが、スポーツ少年団の活動を活発に行うためには保護者の方々の全面的な力添えが必要ですが、時間的経済的な負担は必ずしも軽いものではありません。本町では多くの自治体と同様にスポーツ少年団相互の連携を図ることを目的としたスポーツ少年団本部を組織し、各単位団への情報提供や活動の支援を行い、各種の事業を展開しております。

しかし、スポーツ少年団が参加する大会等の多くは国や県のスポーツ少年団に登録料を支払い、団員等を登録する必要があるため、これらの登録料を初め単位団を運営するための会費、大会等への参加料や遠征費の費用負担など保護者の方々の経済的な負担は大きく、これもスポーツ少年団への加入を阻害している一因ではないかと考えられます。その一方で、総合型地域スポーツクラブの台頭などスポーツ少年団を取り巻く環境はここ数年で変化してきている側面も見受けられますので、スポーツ少年団への振興策と同様、指導者や母集団等の方々との情報交換の場を設け、現状を改めて把握し、母集団への支援策について検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。回答、具体的にいただきまして、再質問するのが難しいぐらいの内容にはなっておりますが、あえて不明な分、再質問させていただきたいと思っております。

まず、大綱1の（1）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策はどのように考えているかということで回答いただいたわけですが、昨年ですね、3月にといいことで制定された、3月に災害警戒区域が指定されたということですが、昨年の12月ですね、公民館のほうで該当する方々への説明会が行われたわけなんですけれども、その際、やはり突然の報告といいますか、説明会ということもありまして、住民の方々はどう捉えたらいいのかということも多かったわけです。その中で、基本的にどうすればいいのかということ、まず逃げなさいということがもう大前提です。これは当然のことですし、今月の広報紙の中にも土砂災害の防止月間ということで案内もあって、こういう

ときは逃げてくださいとか、こういうときは危険ですというふうな案内はあったわけですが、ただその説明の中でもやはりどう捉えたらいいかというのわからないのと、あと避難先、これがですね、危険区域になってるところも避難先になってたわけなんです。昨日もちょっと区長さんと話す機会がありまして、「6月には出すんだということだったんだけど、いまだにまだないんだや」ということもあったものですから、この辺の対応がちょっと遅いんじゃないかという不満もかなり出ております。そういった素案づくりを進めるということで今あると思うんですが、今の状況をお知らせいただきたいと思います。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。ただいまのご質問といたしますか、ですけども、まず今年度1月になってから今回の土砂災害危険箇所等に指定されたところのですね、説明会が行われたところをごさいます、3月にその指定が告示されたということで正式決定されたということをごさいます。

その際に、できれば梅雨に入る前くらいということで6月程度には何か説明会をしたいということでの話はさせていただいたところをごさいましたが、ちょっと遅くなりまして、現在のところ7月末までには何とかですね、各その該当行政区とお話し合いをさせていただいて、まず今議員おっしゃるとおり、どこが危険な箇所なのかというところをまずその地区の方々に知っていただいて、危険な箇所から逃げていただくというところをまずは皆様に知っていただく。今言ったように、避難場所等につきましても、例えば山寺であれば生活センター等も今回はエリアに含まれてたということもありますので、区長さんも含めた地域の方々とどこを避難場所にするかもその説明会打ち合わせの中で決めていって、それをですね、改めてハザードマップをつくって皆様にお知らせすると。ただ、それは今回まず暫定版的につくらせていただくということで今のところ考えておまして、今回5年くらいかかって全体の調査が終わるものですから、それを踏まえた形で最終的には各地区の防災計画、あわせてハザードマップという作成に取り組んでまいりたいと考えているところをごさいます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。3月が正式ということで、それからの作業というようなことが遅れにつながったということなんでしょうけれども、この部分の周知はですね、区長会とかあると思いますので、随時報告いただければなと思うんですけども。

その土砂災害防止区域ということで、先ほども言ったように、何かあったときには逃げなさいというのが唯一の対策だということなんですけども、本当にそれだけなのかどうかですね、やっぱり住民としては、今、防災無線、これからつくとは思いますが、戸別ですね、大雨降ってるときに何も外から聞こえない状態なんです。そうするとやはりそれ以前にハード的な対策とかというのとれないのかどうかお伺いしたいんですが。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。ハード対策という部分に関しましては、一つには沢目に土石流をとめるための構造物というものもあるんですけども、必ずしもそれで全てが、土石流がおさまるといってもございませぬので、やはり一番はその土石流がどこまで影響を及ぼすのかということをごさいます。まず知っていただくということは先ほど説明したとおりでございませぬ。

議員おっしゃるとおり、大雨時にはやはりどうしても防災無線、外からの無線の放送はやっぱり聞こえづらいという側面がございませぬので、今回、今年度、今年中に配布を終わらせようとしております戸別受信機の配布をもってですね、まずは確実な伝達情

報、あわせてやはり住民の方々にも防災無線だけが情報の入手手段ではなく、あくまでテレビ、ラジオ、そういうものからの、マスコミからの情報というものがやはりありますので、それらの複数の情報手段からまずは情報を得ていただいた上でまずは自分の身は自分で守るというところをまずは対応策をとっていただきたいということで考えているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。その当時の説明にもですね、県のほうからはそれが唯一だということもあったんですけども、住民の安心・安全を守る上ではやはり何らかの対策をですね、県と協議するとかですね、が必要なんじゃないかなと思ったのは、今回もですね、この土砂災害防止月間の中で、こんなときは要注意ということで、全般的に1時間当たりの降雨量だったり、幾ら超えたとか、あとは地すべり、沢井戸の水が濁ったとか崖崩れで割れ目が見えたりとか小石がばらばら落ちてくるとNHKのニュースでもやってるんですけど、どこさ行ってそれを見ればいいのかかと、いっつも私はテレビで思ってるんですけど。そういった矢先に落ちて土砂崩れあったらどうすんだらうというふうに思ったりもしてたんですが。その点は当時も砂防ダムということで、この機能は、要はその土砂災害以前にそういった砂をですね、とめるとかそういった機能があるんだよということで、私もちょっとインターネットを調べながら、こうあるんですが、町内にはその砂防ダムといったのが何カ所ぐらいあって、この機能は十分なのかちょっとお伺いしたいんですけども。

議長（阿部 均君）誰かわかる方。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。砂防関係の施設につきましてはですね、山元町内で県のほうで指定している砂防指定地というのが今のところ台帳上は29カ所ぐらいになっているんですね。その中にそれぞれ砂防の堰堤はありますけれど、具体的に数字幾らかというのはちょっとこの場では把握してません。ただ、最低1カ所とか多いところでは9カ所とか、ばらつきである状況にあります。今回指定したところと、指定しているというか、59カ所とこの砂防がちょうど重なってるかというところでもないんですね。対策がとられてるところについてはかぶってとめられてるというような状況にあります。

ハードのご質問等ありましたけれども、この間説明会の中でもありましたけれども、県内だけでも2,000カ所ぐらいの要望箇所といいますかね、これから設置してほしいという箇所があるそうです。整備しないわけではないんですけども、県の中で順番になってくるとのことなので、なかなかその順番回ってくるのが厳しいという状況にあるということでございます。以上です。

議長（阿部 均君）ちょっとお待ちくださいね。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そうですね、本当に、1カ所2カ所であればいいんでしょうけども、数を考えると早急な対策がとれないというのがハード的な今の課題なのかなというふうには認識しました。

それで、今回その指定された区域が2通りありまして、多少土砂は来るだろうけど逃げれば何とか命は助かるということと、あなたのうちはもう移転してくださいという箇所があったわけですね。当山寺地域においては2件ほどあって、1件は去年、おとし、うち建てたばりのうちでして、それを移転というのがどうなのかと、その方からも言われたんですけども、説明がまだ具体的でもないもんですからますます不安になって

おりまして、その辺の対策は、県とのですね、話し合いの中でどのような方向になっているかだけでもちょっとお聞きしたいんですけども。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、今回の指定につきましては、土砂災害警戒区域という、この部分に関してはできるだけまず逃げていただきたいということで対応できる部分と、もう一つが土砂災害特別警戒区域ということで、開発行為の規制とか建物の構造規制とか、あと移転勧告というような部分が示されているところがございます。これにつきましては基本的には県がというところがございますので、次の町と地区との説明会等につきましては、その辺につきまして私どものほうもですね、県との情報を共有しながら、どのようなことを地域の方々、住民の方々にご説明して理解いただくかというところにつきましてはこれからしっかりと勉強して対応してまいりたいと思っております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。本当にこれから梅雨の時期を迎えてですね、ちょっとことは遅れてるようですが、本当に早急な対応してですね、対策をとっておかないと大変なことになるんじゃないかなという心配があるわけです。

先ほどハード的に戸別受信機での情報伝達ということなんですけども、まだちょっとその設置がどの経過なのかちょっとわからないんですけども、その地域に、災害防止区域に入ったところでの設置というのはどのような状況なのか、今現在まで終わっているのかとか、いつごろなのかとかわかれば教えてください。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。戸別受信機の配布状況でございますが、まず今回の最初に配布させていただいたのはやはり沿岸部という形で進めさせていただいたところがございます。随時丘通りのほうにということになります、基本的には年内いっぱいをかけてということになりますので、もう少しちょっとお時間いただければと思っております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。その方々に対してもですね、本当に、順番というのは全てなんですが、多少、先ほど申し上げました特別警戒区域の方だけでもですね、早くやっていたらと思っております。

そのほかに情報伝達手段ということとなると、やはり私の想像する限り消防団の役割は大きいかなと思うんですが、その辺もやはり消防団のお力をかりるということで解釈してよろしいのでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。当然ながらそのような状態になりますと消防団のお力をおかりしながら情報を提供していくというふうな部分もございます。ただ、しかし、どうしてもやっぱりそういう状態になっておりますと大雨が降っているということでなかなか伝えるにくいと。もう1軒1軒お邪魔してという部分もありますでしょうし、そういう場合につきましてはその前に自主防災会なりにもやっぱりご協力いただきながら、早目の避難呼びかけという部分に努めてまいりたいと思っております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。以前にですね、土砂災害について町の対策等お聞きしたわけです。県と、町だけでは当然これね、できないことですので、県との連携だったりお金のかかることもありますし、やはり大きな計画になってくると思うんですけども、ただ町としてやはり住民を安心・安全に守ることが責務だと思います。そのためにですね、やはり砂防ダムもさることながら、消防団の活躍だったり全て機能しないとできないんじゃないかなというふうに思いますが、この辺の状況を踏まえまして、町長の見解

をお聞きしたいと思うんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご案内のとおり、安全・安心、災害の未然防止あるいは、いざ災害発生の際の災害応急対策等々含めましてですね、個人プレーでは到底立ち行かないわけですので、やはり基本とされる自助、共助、そしてまた公助ですね、それぞれの機能分担を日ごろから意識していただきましてですね、危機意識を持っていただいて取り組んでいただくというふうにしていかななくならないなというふうにするところがございます。

町としても積極的に情報の提供なりをするわけでございますけども、これまでの例えば土砂災害を意識するのであれば、先ほども議員も触れられておりましたように、今まで経験したことのないような降り方という場合については十分気をつけていただきたいというふうに思います。防災行政無線での呼びかけがあるなしというのは場合によってはタイミング的には一番早い情報にはなり得ないということですね、ふだんから意識していただかないとうまくないと思うんです。いつもこういう場面で申し上げるのは、行政が特別な情報を持っているわけでもございませんので、特に初動対応の気象予報の部分はむしろテレビ、ラジオのほうが町に寄せられると同時にですから、それから町で防災無線を使ってというふうな次の段階になるわけですので、たまたま屋外にいらっしゃったとかいわゆるテレビ、ラジオのそばにいないければ、また防災行政無線の果たす役割というのは別な効果を発揮するんだらうというふうに思いますけども、一義的にはそういうふうなことで身近な情報をしっかり把握し、また自分の生活体験から基づいた危機意識をしっかりと発揮していただきたいと。そういう中でそれぞれの機能分担をしっかりと確認しながらですね、安全対策、災害対応にやっていかなければならないなというふうに常々考えているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そのとおりですね。やはり自分の身は自分で守るということも大切なんですけども、行政側としての役割の中に、やはり先ほど来から年寄り、年寄りつつたらだめですね、年配の方々のご夫婦だとかひとり住まいだとかというふうに、やはりそれは行政区長さんが把握してることだと思っておりますけども、やはり一人で判断できなかつたり逃げられないという方もおりますので、その辺の対策も踏まえてのお話ということでしたので、よろしく進めていただきたいとします。

それでは、(2)番、こちらは町の防火・防災対策についてということで進めさせていただきます。質問させていただきます。

まず初めに、東部農地で働く方々の避難訓練ということなんですけども、これは総合防災訓練の参加ということなんですけども、やはりことしも11月を予定してるわけでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。今年度も、ちょっと遅い時期にはなってしまいましたが、11月の26日だったでしょうか、日曜日の開催で計画をしておるところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。昨年も11月ということで、参加率のほうはどうだったかなと思うんですが、できましたらですね、やはり参加率を高めるためには、農閑期、特にイチゴは逆に今ごろなんですよ、お仕事が手のあくところ。収穫期になってくるとやはり面倒くさいという部分も出てきたり参加率悪いんじゃないかなと思うんですけども、やはり農業、殊さら農家、農業に関してはそういう部分も手当てが必要で、別にやったほういいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。農作業されてる方の訓練は個別にというようなご意見かと思いますが、今の現状からして、車避難という形をとっていただくのがやはり東部で働く方々の対策には有効な手段なのかなと思ってるところでございますので、今のところはちょっと全体の総合訓練の中で、農閑期と若干ずれがあろうかと思えますけれども、それを意識した形で参加してもらって、まずはどこを避難すれば一番自分の身を守りやすいのかという避難道路の確認を一度、年に一度はやはりきちんと確認していただくということをやっていたきたいと。今後いろいろその辺も踏まえてちょっと検討は深めてまいりたいと思っております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。本当にね、参加率の高い訓練となっておりますね、本当に震災の際は本当にイチゴ農家が一番最初に逃げたと言うとおかしいんですけども、本当に早目に避難したと見てます。やはり一回は経験してるので、今回もやはりいろんな意味で参加率を高くですね、参加していただきたいと思えます。

その中で、この戸別受信機、ありがたいことで、本当に、配布していただけるということで、皆さんもこれを期待しております。それで、配布時期とですね、あと費用が発生するのかどうか、ちょっと確認したいんですけども。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。これにつきましては、昨年度、戸別受信機を配備するということの予算どりのときから議員さん方からもいろいろ質問いただいておまして、検討していったところ、ことしになりまして最終的な変更契約結ぶまでにその辺の考えをきちんと町として考えをまとめたところでございます、先ほどの回答のとおり、戸別受信機は配布させていただくということで方針を固めたところでございます。

これにつきましては一応無償貸与という位置づけの中で考えておるところでございます。こちらとして、すいません、これもまたちょっと仕事の都合で大分遅くなって申しわけないんですけども、施設園芸のハウス等、今次津波の浸水エリアで営農してる方々につきましては、こちらで情報をつかんだ上でこれからその戸別受信機の必要の有無を確認しながら配布させていただきますので、この年内中の配布という中で、すいません、ちょっとスケジュール感を調整しながら進めさせていただきたいと思っております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。農家の方々は本当に待ちに待ってますので、よろしくお願ひしたいと思うんですけども、そこでですね、時期的なものも年内ということでもありますので、遅滞のないようにですね、年度内に終わるようにできればと思えます。

次の質問に移ります。

イの震災後の消火栓や防火水槽の位置や数は適正かということでございますが、その中で新たに設置だったり老朽化の改廃、そういったものが対応すると、それから案内板についても、さびや腐食で文字が見えないというふうに言われてますが、ことしの予算委員会での質疑ではこの辺は予算はなかったんですが、これはこれからの予算どりのことなんでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。この分に関しまして、その案内板の物の購入だけは28年度でちょっと済ませさせていただいておまして、交換のタイミングだけ今年度に入ってからということで、消防団のほうの年度初めですね、班長以上の幹部会の中でその辺についての協力要請という形をお願いしておりましたので、早目早目なるべくご依頼をかけてですね、腐食してるものへの交換ということを進めていきたいと思っております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。こういったものを含めてちょっと私質問というかね、予算特別

委員会でやらせていただいたんですが、ちょっとそれを聞いてればこういう質問しなかったんですけど、ちょっとすつとこどっこいな質問になったようなんですが。

ただ、今言われるその、私も町内何カ所か見させてもらった中で、確かに見えないとかというものは、結構さびてたというのはあるんですが、甚だしいのは看板すらなくて消火栓わがんなかったりとか、下見だっけ下さこう、消火栓って今地面さ埋めらっただのね。そういうのが見つけらんなかったりとかってということで、これが1個2個ならいいんですけども、これがかなりの数です。やはり住民の安心・安全というやはりこういうものは必要ですし、わがんで済まさんないということもあります。

去るちょっとした林野火災の際も、常備の人が消火栓から水を取らないで、遠い用水路から水を引っ張ってたというのも現実的に見てますので、それがたまたまわがんなかったのか、いや用水路のほうが水あつからとしたのかわがんでないんですが、そういう懸念も出てくるので、やはり消防団の生命を守ったりすることにもつながるので、これは当然なものも設置するということで考えてよろしいんでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、看板の腐食だけでなく、そのポール自体も腐食して朽ち果てているというのも現在実際のところありました。そういうところにつきましては、先ほどお話ししたのは看板の入れかえ部分というところだけのお話でしたので、そのようなポール自体まで腐食しているという部分に関しましては、すいません、それにつきましてはちょっとこれから対応の部分ということで、今後予算までうちのほうで把握した上でですね、要求させていただければと思ってるところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そうですね、本当に予算も大変だし、お金もかかることですが、早急にやっていただくことを申し添えまして、次にですね、ウのほうに移るわけですが、今までと言われるように、各いろんな場面場面で消防団という名前が出てきて、火災だけじゃなくて、そういった災害の対応にも当たる大切な役割を担ってるわけですが、震災時にも12名ほどのですね、団員が殉職したということもあって、本当にとうとい命を犠牲にしてしまったなど。私も当時消防団の班長をやってまして、やはり1名ほど犠牲にしてしまったわけですが。

そのためですね、今回、安全対策ということで、避難誘導等活動限界と、要は活動可能時間を設定したということなんですが、具体的にはどういうことなのかちょっとお知らせいただきたいと思います。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。これにつきましては、やはり今回の津波を教訓といたしまして、消防団についてもですね、やはり活動限界を設定すると。津波の到達予想時刻30分前にはやはり消防団員もですね、沿岸部での広報活動はやはりそこで切り上げていただいて、丘などに移って、避難されてくる方々の誘導に切りかえて対応していただくというふうな設定をさせていただいたところでございます。これにつきましては、今、総合防災訓練でですね、何回か訓練等も行っておりまして、そのような形で限界時間を設定してですね、それを先ほど言いましたように車載無線機なりトランシーバー等で伝達をして切り上げていただくというふうな訓練も今行っているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。本当に消防団は使命感が強くてですね、当時は本当に何とかみんなを避難させようという思いがあって、本当に、当時もですね、危険が迫ったときは早く逃げろという指示はしてたんですが、なかなか新人だったり、あと入団間もなかつ

たり余り団活動が少なかったというのがたまたまその日多かったというのもあったんですが、そういう意味では団の中での徹底ですね、そういったものを幹部会なりで重々、十分ですね、やっていただくということで確認できましたので。

それからですね、私もこれまで何度か危機管理室だったりの方々に再三にわたって言ってきたんですが、救命胴衣とかいろいろ耐切創手袋等というふうなものも準備していただいたんですが、私が震災のときに一番欲しかったのはゴムボートなんですね。モーターも何も要らないゴムボート。これがあって水気のところあれば、こいでそこに行くこともできたんです。でも、そこら辺の戸を1枚剥がして助けに行くわけもなく、随分朝まで寒い中待機させた避難者もいたんですが、やはりこれは必要だと思うんですけど、その辺の理解というのは我々から通じないのかなと思うんですけど、その辺はどんな状況なんでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。確かに今回の大震災時はその津波被害があって、そこで救助、救出活動を行うのにそのゴムボートは有効な手段の一つだったのかなとは思いますが。ただ、今のところそういう部分に関しましては消防署という常備消防の中での整備という部分がございます、今そこで対応してるような状況でございますが、今後消防団としての活動の中でもそういう側面の部分が必要なかどうかにつきましてはですね、改めてちょっと幹部会の中でもですね、検討の一つに話題提供はしていきたいと思えます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。消防署にも行ったんですね、私は。でも「今あっちで使っから、できません」と。だから、別に消防団が使うことないと思うんです。これは消防署が、署員が来て使えばいいんだから、設置さえあれば。ないのかなと思って次の日、亘理のほうに行ったらちゃんと消防署にはゴムボート干さってたんです。こっちにまで回ってこなかったということ。だから、ないのがやっぱり現状で、そういう救命できなかったというのがあるので、ぜひ検討願いたいと思えます。

それから、身分保障ということもあるんですが、福祉共済及び火災共済は全団員が加入しているんですが、これは個人負担ではないんでしょうかね。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。前段お話ししておりますですね、退職報償金制度や公務災害補償制度については、当然ながらそのような制度は国が規定を定めて県等で実施する、全消防団が加入されてるという形になっております。今、議員おっしゃるとおり、福祉共済につきましては一部そのような形で団員のほうの負担の形で加入しているものがあるというものでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そうですね、やはり報酬というのは引き上げられないよということも言われてますし、その少ない報酬の中でいろいろ活動、今まで言ったようないろんな災害対応に至ってるわけですから、やはりその分ぐらいはやはり団員の負担じゃなくて、やはり町としての負担が必要なんじゃないかなと思うんですが、その辺の考えは町長いかがでしょうか。

議長（阿部均君）町長ね、総務課長でもいいの。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。すいません、団員のほうの負担という、ちょっと言葉足らずになってしまったんですけども、半額負担という形で今加入していただいているということでございます。その内容につきましては、やはり通常の火災共済とかという部分もございまして、やはりご自分でという部分もありますので、それは町と団員の方々が折半で今加入していただいているという状況でございます。通常の公務災害で今回の例

えば犠牲になられてしまった、本当に、団員の方々への補償につきまして、基本的には公務災害補償という中ですね、補償させていただいてる制度がございますので、この福祉共済につきましてはプラスアルファという部分で、やはり団員もやはり自分の分ということも含めてですね、町も半分半分という形で加入していただいているという状況でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。先ほども言ったようにですね、役割は大きくても、報酬、報酬のためにやってるわけじゃないんですけど、報われる部分というのは本当に少なく、使命感でやってるのが消防団の今実態だと思うんです。やっぱり今後、火災は当然ながら、地震だったり今述べた土砂災害だだりのそういう対応がですね、警戒だったり行うのは消防団、団員がお仕事をしながら、お休みをしながら、もらってやってるわけですね。ですから、そういった意味で少しでも、共済の掛金なんていうのは幾らもないんだと思うんですけど、心のあらわれとしてですね、やはり町執行部の取り組みを期待したいんですが、町長、その辺はご回答いただけますでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員の問題意識はそのとおりだというふうに思いますが、ご案内のとおり、この制度、山元町固有の制度ではなくて、全国一律といいますか、そういう制度でもございますのでですね、その辺はやっぱり一定の均衡といいますかね、そういう側面も考えていかなくちゃならないだろうというふうに思います。

そういう中ですが、例えば団員の報酬、手当ですね、この辺についてはある程度それぞれの自治体での取り組みというふうな部分もございましてですね、そういう部分については一定の配慮をしてくれているというふうな状況がございます。特にさきの大震災時において大変なご苦勞をおかけしたというふうな部分もあってですね、いわゆる大規模災害時における出動手当を中心としてですね、全体としての報酬の見直しをさせていただいたところでございまして、ちなみに県平均というふうな部分で比較いたしますと、報酬関係については大体1.3倍近い水準にあるというふうなところ、手当についてもですね、おおむねそういう状況があったり、一部県平均よりも低い分もあったりというふうな部分もございまして、先ほどご紹介申し上げた装備等々含めてですね、全体としては一定程度の対応はさせていただいてるのかなというふうな理解をしているところでございます。基本的にこういうふうな方針、方向性のもとで、引き続き消防団の装備なり報酬なり手当というものについては意を用いてまいりたいというふうに思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。全てを一挙にというのは難しい問題だと思います。一つ一つですね、改善に向けて執行部の取り組みを期待いたします。

それでは、大綱2に移らせていただきます。

我が町の活性化とスポーツ少年団の育成についてということで、まず1点目の少年の森の活用についてですが、回答いただいて、これ以上のものがないのかなとは思いますが、今後の方向性という意味で、そもそも少年の森は町としてはどのような役割の施設で、今後新たな取り組みによってどのような施設を目指すのか、再質問いたしたいと思います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。少年の森につきましては、町の生涯学習課が所管する施設ということで、レクリエーションの施設ということで、町民の方々に使っていただくだけでなく、町外の方々にもご利用いただける施設ということで今利用されているわけです。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、老朽化が進んだり傷んだりしているところがありますので、そちらのほうをできるだけ早急にですね、改修、更新し、できれば今以上に町外の方々にも積極的に活用していただく、交流人口の増加などにもつながるような施設になっていけばいいかなと考えております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そのとおりで、本当に少年の森は、町外、町内問わずよりどころということで、遊びに行きたいという子供も多いです。本当に、これから取り組みによっては本当に交流人口がますますふえるんじゃないかと思うんですけども、そこでですね、やっぱり私も、少年の森もさることながら、深山の登山も随分人気の高いスポットで、インターネット上でも評価が高いわけですね。行ったブログなんかを載せている方もあって、それを見た人がまた来るということで、非常にリピーターの多いところなんですけども、ただ、私、何点か見てるとちょっとふぐあいなところもあるんですね。先ほど回答あった遊具の老朽化だったりトイレとかというのは当然全般的なことなんですけど、細かいこと言わせれば、去年も同僚議員が質問してるんですけど、子供が遊ぶ場所が砂利道になってるということで、一番広い広場が砂利になって、そこに自転車では行けない。自転車に乗れるところどこかというところとアスファルトのある狭いところで坂になって、転んでたりとかしてるんですね。やっぱりこれから改修すんのも一つなんですけど、一つ一つやっぱり見直さなきゃなんないところがあるんじゃないかなと思います。

あともう1点は、お金消費すつとこないんですね。せっかくお客さん来て、あんなにというか、見ると、ちょっと調べてみてもらったんですが、年間3万から2万ぐらいの人が来てるんですね、年間。やっぱり1,000円ぐらいのお金を使ってもらわないと、先ほど費用対効果ということもあったんですが、お客さんも「何かここで土産買わないのかい」と探してんだ、中でね。でも、町の案内とかちょっと本があったりして、見て座って自動販売機でジュース買うのが一番のあれなんですけど、やはりあそこでお金を使っただけでも一つじゃないかと思うんですけど、その点は先ほど申し上げた役割ということで、施設の役割ということで、そういったことも考えてるのかなと思ってちょっとご質問したんですが、いかがでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。まずイベント広場のことになるかと思うんですが、砂利で自転車等が入っていくのがなかなか難しいと。この点については、今後どのような場所にしていくかということの検討の一つにはしたいなと思います。

それから、年間2万から3万ぐらいの利用者があるという実態がありますが、そこで土産を買ったりできるような、あるいは飲食もということだと思っただけでも、その点につきましては、教育委員会、生涯学習課だけでちょっと考えることではないかなと思います。庁内でほかの課ともいろいろ調整しながら今後検討してまいりたいと思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そういう方向性ならちょっと私も提案、提言させていただきたいんですけど、やはり費用対効果というのも大切です。交流人口ももっとももっとふえれば町のPRにもなりますし、いろんなところに波及していい効果が出ると思うんですけど、前に何人かも言ったと思うんですけど、この少年の森の使い方なんですけど、やはり今、俗に言うキャンプ場だったり、バーベキューということね、もうかなり、この間もちょっと何人か、昨年かな、やられてる方、少年の森でいたんですけど、やはりこれから計画するのであれば、ぜひそのキャンプ場だったりバーベキューの場だったりですね、先

ほど申しあげました売店、産直コーナーなんていうのも、土日だけでもいいんで、平日はそんなにいないと思うんですけど、土日だけでも売店とか産直コーナーなんかも設置していただいて、本当に積極的にですね、地域全体でこの場所をですね、盛り上げていけないとだめなんじゃないかなと思います。

また、やはりあそこのいいところは田園空間というか、ホテルの里なんて言って、菱沼の郷なんでしょうけども、そういうものを大切にしながらですね、今回駐車場の整備というのも出されてるんですけど、役場だったり新市街地、駅からのアクセスですね、その辺も整備しないとなかなか来にくい場所もあると、場所になっているんですね、やっぱり東街道だけでは。だから、そういった整備もですね、視野に入れて取り組みが必要となると思うんですが、この辺になってくると財政のこともあるんで、町長のほうが回答しやすいでしょうか。じゃ町長のほうに。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員ご指摘のように、町の交流人口の受け皿ですね、拠点施設の一つでございますので、新市街地の整備、特にそのような中央公園なんかとの機能分担といいますかね、すみ分けといいますか、そういうふうな視点で私はもっとこの深山少年の森を拡張整備すべきじゃないのかなというふうな思いでおります。新市街地のあれはいわゆる都市公園的な機能ですし、深山のほうについては自然公園、野外活動センター的なですね、そういう機能分担を図る中で、やはり駅からの動線ですね、これをしっかりと整備する必要があるだろうというふうに思いますし、施設そのものも駐車場の拡張なりですね、野外活動ができるような機能あるいは規模、そしてまた山頂の往来も意識したですね、そういう整備をぜひ進めていくべきじゃないのかなと、そんな思いを持ってるところでございます。

そしてまた、先ほど来からご提案のある地場産品の販売なりあるいは場合によっては多少の飲食というふうなことも考えた場合にはですね、これはやっぱり生涯学習課の直営施設というわけにはいかないのかなと。皆さんのお力をおかりして、以前ありましたように管理指定ですか、指定管理ですね、こういうふうな制度も活用しながらですね、町民の皆さんの力をかりてやっていきませんとなかなか、町の職員をふやさざるを得ないという状況になりかねませんのでですね、その辺も大いに意識しながらこの問題意識を持ってですね、深山の整備に努めてまいりたいなというふうに思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そのような形でですね、ぜひ町のいろんないたる施設を活性化して、問題とされている人口減少だったり交流人口の増加というものの一翼を担っていただければと思います。

では、大綱2、(2)番の少子化におけるスポーツ少年団の振興策ということに移らせていただきます。

回答には本当によく子供たちだったり親のですね、苦悩だったりそういったものを理解していただいているなというふうに感銘を受けてるところです。ここから質問するのは本当に酷なくらいの内容なんですけど、ただ今後ですね、親の会とかそういう母集団との協議の中でいろんな課題、対策を考えていただくということですが、その中で1点2点ちょっと私からも提案というか、お話があるんですけど。

今、本当に団運営は1団ではちょっと濟まなくなってきました。そこで、やはり統合までいかななくても、例えば野球に関しては全チーム、今まで1チームでやってきた合宿なんかを3チーム、4チームで一緒にやらないかと、そうすれば親の軽減も減るし、

子供たちも切磋琢磨した活動できると。やはりスポーツは練習だけじゃなくて、こういった交流だったりいろんな経験を踏まえて成長していくわけです。ただ、我が町にはその合宿する場所がない。学校の体育館借りたりとか昔はやったり、やってみました。ある団は、町に1チームしかないから、今度は県外から交流するときに泊めるところがない。前、同僚議員も、京浜精機というか、ケーヒンの寮、何ていうんだか、研修センターとは言うんですが、やはり町での施設というのもなくでですね、それが振興策になるかどうかなんですけど、ただ子供たちにとってはそれを機会に新しい団員を入部させるとかいろんなさまざまなものに使ってるんですけど、唯一みんなが何とかやってんのが真庭の区民会館ね、あそこだとトイレあって、畳の部屋もあって、台所もあるんですけども、そういった部分もですね、整備というか、真庭さんに限らずという考えはできないかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。わかんない。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今の宿泊というふうなお話なんですけど、実は先般、坂元の地域交流センターの完成検査の際に、私、教育長と一緒にぐるっと初めて各部屋をのぞいてきましたが、畳の部屋ということであればですね、たしかあそこは24畳だったかな、と12畳の部屋が今度完成いたします。ああいうふうなところなどもですね、人数にもよりますけども、場所としては可能だろうというふうに思いますのでね、今後の展開としてはそんなところを視野に入れていただければと。もちろん寝具類のですね、関係と違ってまた別な問題もそれはありますけども、場所というだけ、スペースということだけを考えれば、今ちょっとふと思ったもんですから、回答させていただきました。

7番（菊地康彦君）はい、議長。新しいところもなんですけども、ちょっとね、真庭というのはあり得ない、直すということはありません……。

議長（阿部均君）区民会館ですよ。（「区民会館」の声あり）どなたか回答できますか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。真庭区民会館につきましては、すいません、正式かどうかあれですけども、区のほうで今管理していただいておりますので、修繕等についても町からの補助金での修繕等を今していただいている状況ですので、直すとなればそのように区のご協力が必要になってしまうという側面あるかと思っております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。区のほうからもですね、区の一部からなんですけど、区長から言われたわけではないですけど、やはり活用をもっともってほしいと。持て余していると言うとおかしいですけど、やはりもっと活用をしてもいいんだよということもあったもんですから。ただ、お風呂とかもなかったり、どうしてもね。この夏やるんですけど、そういったこともあったので、ちょっと確認の意味です。

では、もう一つなんですけど、これはちょっと大きい問題になるかと思うんですが、我が町のスポ少、子供たちというのは、東日本大震災のときに全国からの支援をいただいて何とか用具をそろえたりとか購入をしたりとか、本当に今継続できてるのも、それも大きいかと思います。やはり今後ですね、このスポ少を活性化させる意味でも、お世話になった、特に宮崎県というのは、招待されてあっちで、飛行機乗って子供たち行って、あちらでいろいろ競技をしたりいろんなおもてなしを受けております。やはりそういったところにもやっぱり今度、復興再生期になってきてるので、やはり子供たちを使者として、子供に限らず、支援のお礼ということで子供たちを使者にして託せないか、この辺、これも関係あると思うので、町長のほうからその辺の、可能かどうかですね、対策ができるかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。実は私も、あれですね、そろそろお世話になったところにもいろんな形でお伺いする機会があってもいいんじゃないかなという話はしてきているところでございます。例えば町を代表してというふうなことであれば、区長会の皆様に行ってもらおうというふうな類いのそんな話はしてきたところでございます。今のお話も非常に検討に値する提案じゃないのかなというふうにお聞かせをいただいたところでございます。以前といたしますか、3月に伊藤議員のほうからも国際交流的な復活というふうな話も頂戴しましたが、まずはですね、身近なところでの交流なり対応の復活を先行させていただきたいなというふうにも考えてるところでございますので、企画財政課のほうで持っている今の既存のふるさと振興の制度ですね、これの活用なども場合によっては可能なんじゃないかなというふうな思いで今お聞かせをいただいたところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。本当に他力本願で申しわけないんですが、本当に今のスポーツ少年団を元気づけるには何か起爆剤がないと本当に、加入するのが本当に、先ほど親の会が大変だ以前に、子供も少ないんですけども、やはり目的がちょっと見失ってるところもあったり、どうしてもチームが小さいもんだから勝てないですよ。だから、やっっては負け、やっっては負けだからやっただぐねぐなるし、かといって、やっただぐねえかという、何かこうみんなであわあすると元気が出る、それをじゃ全員でやるかというのが今回山元町内の全チームが合宿一緒にやろうという企画になってるわけなんで、そういう一つのものになればなということでの質問でした。

最後になります。団の育成ということで、母集団への支援という内容で、これも今後十分検討していただくということなんですけども、皆さんの意見は当然聞いてのことだと思うんですが、現時点で執行部としては何か支援を今現時点で考えてるのがあればお知らせください。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。現時点でというお話ですが、具体的な支援、こういうことをしていきたいということは特にございませぬ。答弁でもお話ししましたように、情報交換をさせていただきながら、できることを検討してまいりたいと思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。ことしからですね、スポ少の登録が震災前に戻りまして、登録料が通常の登録料になったんですね。大きい金額ではないんですけども、やはり今までなかった、当たり前だったのがちょっと発生したもんですから、それと選手と指導者の登録料も当たり前になってきて、指導者が不足してる中で、やはり数多くしてないと大会に行っても試合に出れないことになるので、なるべく多目に登録してんですけど、そうすると1人当たり1,600円なんですね。するとやっぱり五、六人になるとそれなりの金額がたった3人の団員しかいないチームは出さなきゃなんないと。ということもあるので、やっぱりこの回答にもあったように、登録費用なんかの補助なんていうのは大きいかなというふうに思ってます。

それから、やっぱり遠征、このとき、親が少ないもんですから、やっぱりバスが大きい役割果たすんですね。社会福祉協議会のをお借りして行ったりするんですが、これもやっぱり混んでますから順番待ち。当然お金もかかるんですけど、ガソリン代とかね、当然なんですけど、本当はね、親が出すのは当然なんですけど、ただ、唯一ですね、町民バスというのは運転手つきがあるんです。これもやはり子供たちに、一般町民も当然ながらお貸ししていただいているようなんですけど、優先的にというか、こちらは時間の優

先順位ですか、これがどうしても8時半から5時までじゃないとだめだとか制限があるんですよ。そうすると大会さなんか行けないんですね、帰ってこれない。それと暗黙の了解で、団、余り、年に1回か2回にしてくれというふうな話もあって、なかなか借りにくいところあって、だからやっぱりこういうところを、これから多分親の会の方と話しするときに出るかと思えますけども、あえて最初から私言ったんで意味ないんですけど、せつかくの一般質問なんで、こういったこともどうでしょうかという内容です。その辺についてはどうでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。答弁で、親御さんのですね、経済的な負担も小さくないだろうということは状況として推測して、この辺何かできることというふうに思っているんですが、思っているところが大きいんですけども、ただその考えようといいますか、考え方になるかと思うんですけども、スポーツ少年団で活動するというのはある意味任意の希望によるものだと思うんです。こういうスポーツがやりたい、こういう運動そのものをやりたい、こういうスポーツをやりたいということで希望する団に入団するんだと思うんです。それが基本だと思うんですけども、そこでその子供さんあるいは親御さんに個別にですね、登録料を町で助成するとかというふうに考えていくのはどうなのか。要するに、希望で選んでやるわけですから、それを希望しないで、自分は運動しないとか例えば別の習い事するとかっていう子供さんに同じように補助するかというそれはちょっとまた違ってくるかなと。ですから、今バスのことやらいろいろお話をいただいたんですが、いろいろ具体的なお話を情報交換させていただきながら、何ができるかなということを探っていきたいなと思います。以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、最後に、今、任意のものであるというお話あったわけですが、スポ少もですね、大人の競技のゲートボールも何も同じ体育協会に入ってます。皆さん任意団体です。その中でスポ少は団に対しての補助ってありません。これはスポーツ少年団の本部に入って、そこの中のイベントに対しての支出はありますが、一銭たり入りません。片や大人の方は働きながら収入もある団体が、言葉は言って悪い、ラジオねえから、野球だろうが、何だろうが、そこには入るわけです。そこで運営できるんですよ、体育協会入ると。でもやはり、嫌らしい話ね、お金の問題でどうのこの言いたくないんですけど、やはり先ほど言ったように、できる団とできない団もあるんで、平等性の問題もあるんですけども、やはり子供を育てる、子育てというのは、幼稚園、小学校までじゃなくて、やはり今回も10月でしたっけ、医療費、そういったものも高校生まで補助するというのもいろいろ町ではやってくれて本当にありがたいんですけど、やはりこの存続がないと先ほど言った中学校の存続もなくなってくるんですね、スポーツ。やはりそういった面で、いつときだけではだめだと思いますから、やはり継続的にできる支援、そういったものを今後考えていただいて、これは私の一つの事例というか、話であって、そういったものを踏まえながら、ぜひ子供たち、スポ少のですね、見守っていただきたいと思ひまして、私の一般質問といたします。

どうもお疲れさまでした。

議長（阿部 均君）7番菊地康彦君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の会議は6月13日午前10時開議であります。

大変長時間にわたりご苦労さまでございました。

午後 5時50分 延 会
